

# 知多市の環境

令和4年版

(令和3年度実績)



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市



# 目次

	ページ
I 知多市の概要 -----	1
II 環境施策	
1 行政機構 -----	3
2 知多市環境審議会 -----	4
3 第3次知多市環境基本計画（概要） -----	5
III 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち	
1 啓発事業 -----	8
2 市民活動 -----	15
IV 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち -----	18
V 資源を節約し、循環利用するまち	
1 ごみ処理 -----	21
2 生活排水処理 -----	24
3 リサイクル -----	26
VI 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち -----	30
VII 安心・安全・快適に暮らせるまち	
1 大気環境概況 -----	32
2 水環境概況 -----	33
3 騒音概況 -----	34
4 苦情受理状況 -----	35
VIII 資料編	
○大気測定概要 -----	39
○大気測定結果 -----	44
○二酸化硫黄月別測定結果 -----	55
○二酸化窒素月別測定結果 -----	56
○一酸化窒素測定結果 -----	57
○窒素酸化物（NO+NO <sub>2</sub> ）測定結果 -----	57
○一酸化窒素月別測定結果 -----	58
○光化学オキシダント月別測定結果 -----	59
○浮遊粒子状物質月別測定結果 -----	60
○降下ばいじん月別測定結果 -----	61
○水環境測定概要 -----	63
○水環境測定結果 -----	70
○騒音測定概要 -----	74
○騒音測定結果 -----	77
○公害防止協定等締結状況 -----	78
○臨海部及び大興寺、浦浜工業団地企業等一覧 -----	80





## I 知多市の概要

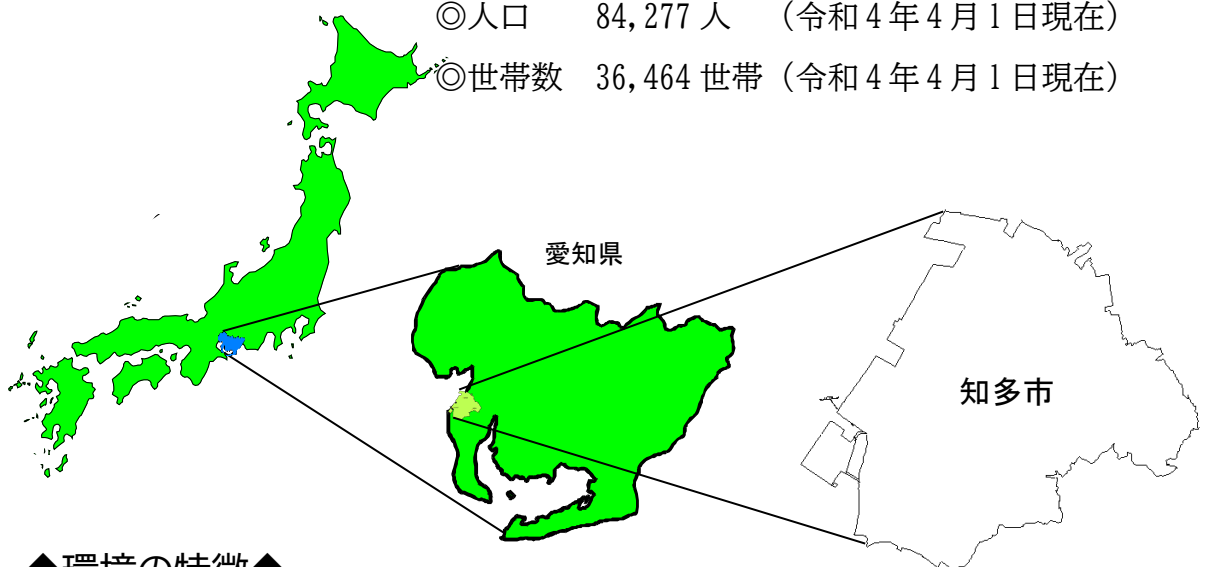
知多市は、愛知県知多半島の北西部に位置し、北は東海市、東は東浦町、阿久比町、南は常滑市に接し、西は伊勢湾に面した全体になだらかな土地であり、四季を通じて比較的温暖な気候に恵まれ、住みやすい土地柄といえます。

昭和45年に市制を施行し、名古屋南部臨海工業地帯を擁し、半農半漁のまちから工業都市、住宅都市へと急激な変貌をとげました。「あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市」を掲げ、まちづくりを進めています。

◎面積 45.90 k㎡ (令和4年4月1日現在)

◎人口 84,277人 (令和4年4月1日現在)

◎世帯数 36,464世帯 (令和4年4月1日現在)



### ◆環境の特徴◆

- 知多市の下水道等人口普及率は96.7% (令和3年度末) で、愛知県下では名古屋市に次ぐ高い普及率となっています。
- 臨海部の緩衝緑地帯として整備されたグリーンベルトは、多様な動植物が生息する貴重な緑の回廊となっています。
- 佐布里池周辺の水と緑、岡田の街並み、新舞子の海辺といった、人々の営みとあいまった多様な景観が折り重なっています。
- クリーンキャンペーンやフリーマーケットの開催など、市民主体の多様な環境保全活動が展開されています。

◆市街化区域と市街化調整区域の区分◆

区分	面積 (ha)	構成比 (%)	告示
市街化区域	2,052	44.7	愛知県告示第 199 号 (令和 3 年 3 月 30 日)
市街化調整区域	2,538	55.3	
行政区域	4,590	100.0	

◆用途区域指定状況◆

(令和 4 年 3 月 11 日)

地域区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	296.1	14.4
第 2 種低層住居専用地域	5.9	0.3
第 1 種中高層住居専用地域	530	25.8
第 2 種中高層住居専用地域	34	1.7
第 1 種住居地域	138	6.7
第 2 種住居地域	37	1.8
準住居地域	27	1.3
近隣商業地域	57.7	2.8
商業地域	11	0.5
準工業地域	59	2.9
工業地域	16	0.8
工業専用地域	840	40.9
市街化区域合計	2,052	100.0

◆地目別状況◆

概要調書による

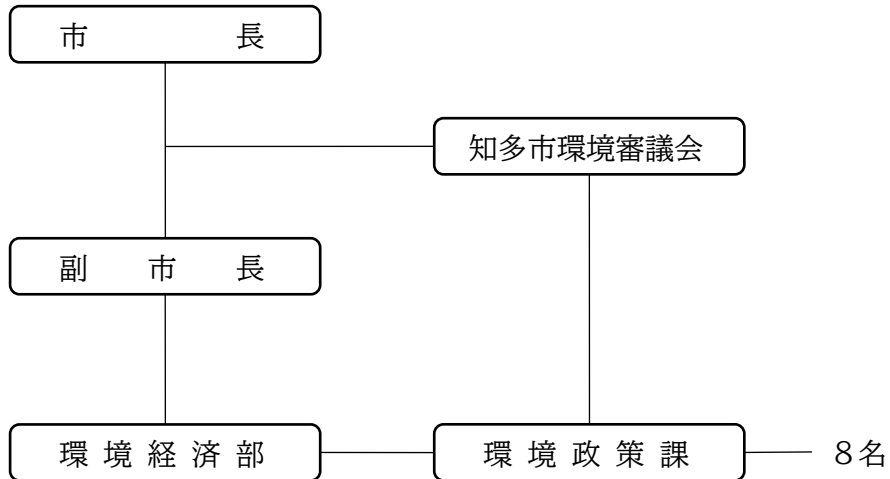
地目	面積 (ha)	構成比 (%)
田	588.1	18.2
畑	718.7	22.5
宅地	1,569.1	49.2
山林	163.2	5.1
原野	10.1	0.3
池沼	—	—
雑種地	150.9	4.7
合計	3,193.1	100.0

※非課税分は除く。

## II 環境施策

### 1 行政機構

(令和4年4月1日現在)



#### 分掌事務

環境政策課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 環境保全施策の企画及び調整に関すること。</li><li>2 環境美化に関すること。</li><li>3 環境保全対策(自然保護を含む。)及び環境監視に関すること。</li><li>4 し尿くみ取り及び浄化槽に関すること。</li><li>5 狂犬病の予防に関すること。</li><li>6 ねずみ族、衛生害虫の駆除及び消毒(感染症に係るものを含む。)に関すること。</li><li>7 墓地に関すること。</li><li>8 知多斎場及び知多墓園(公園部分を除く。)に関すること。</li><li>9 西知多医療厚生組合(し尿処理に限る。)に関すること。</li></ol>
-------	--

## 2 知多市環境審議会

知多市環境審議会は、環境基本法第44条に基づき、知多市環境基本条例第17条の定めにより設置されています。

審議会は、25人以内で組織され市長の諮問に応じて環境保全に関する基本的事項を調査及び審議する機関です。

(令和4年7月現在・敬称略)

氏名	区分
中山 由紀子	市医師会代表
平野 眞英	//
篠田 由起子	市薬剤師会代表
土井 恵美子	あいち知多農業協同組合代表
加藤 勝久	市商工会代表
市野 恵	特定非営利法人地域福祉サポートちた代表理事
桑山 幹根	名古屋港管理組合
藤井 敏夫	学識経験者
吉川 勉	学識経験者
宇都木 悟	学識経験者
高山 博好	学識経験者
吉房 瞳	学識経験者
薄井 智貴	学識経験者
太田 義彦	企業代表 (出光興産株式会社)
浅井 宏	コミュニティ代表 (八幡)
近藤 信吾	// (新知)
磯野 健司	// (岡田)
竹上 登	// (旭)

### 3 第3次知多市環境基本計画（概要）

#### 第1章 計画の性格

##### 1-1 計画策定の背景

近年の環境問題は、気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ問題など、ますます広範で複雑化、多様化してきています。

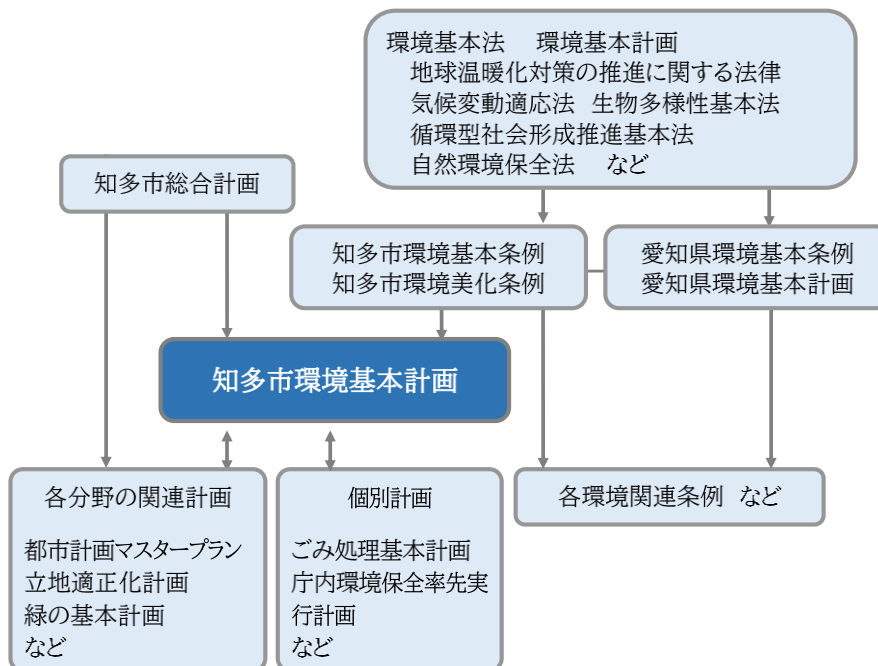
本市では、市民、事業者、市の協働により様々な環境問題に取り組んできました。環境をより良好なものとし、将来の世代が安心していつまでも住み続けられる持続可能な社会の実現を加速させていくためには、これまで以上の協働を進めるとともに、次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手となり、取組や活動の輪を拡げ、次代につなげていく必要があります。

第3次知多市環境基本計画は、平成23年3月に策定した第2次知多市環境基本計画の計画期間中（平成23年度～令和2年度）における、社会状況の変化や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和3年2月に策定しました。

##### 1-2 計画の位置づけ

この計画は、知多市環境基本条例第8条に基づく計画であり、本市の環境に関する総合的な指針となるものです。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定による「知多市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画としています。



##### 1-3 市民協働

市民・事業者・市がそれぞれの立場から取組を進め、協働と役割分担により、施策目標の実現をめざすものです。

#### 1-4 対象とする環境の範囲

分野	具体的な項目例
生活環境	大気、水質、騒音、悪臭、化学物質、廃棄物、環境美化 など
自然環境	生物、里山・緑地、水辺環境、農地、水循環 など
地球環境	地球温暖化、気候変動、資源、エネルギー など

#### 1-5 計画期間

将来世代にわたる長期の視点を持ちながら、令和3年度から10年後の令和12年度を目標年次とします。なお、環境を取りまく諸情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行なっていきます。

#### 1-6 対象地域

本市の行政区域全体とします。ただし、広域的に解決すべき環境問題については、近隣自治体との協力体制や関係機関等との連携を図ります。

## 第2章 環境の現状と市民・事業者の意識

環境基本計画の見直しに当たり、今後の課題とニーズを的確に把握し、市民の意向を本計画に反映するため、市民、事業者、若年層（中学2年生）へのアンケートを実施しました（令和2年2月）。

市民意識調査 （令和2年2月実施）	調査対象：市内在住の満18歳以上の男女／標本数：1,000人、 有効回収数：444票、回収率：44.4%
事業者意識調査 （令和2年2月実施）	調査対象：無作為に抽出した市内の事業者／標本数：100事業者、 有効回収数：35票、回収率：35.0%
若年層（中学生）意識調査 （令和2年2月実施）	調査対象：市内の中学2年生全員／標本数：837人、 有効回収数：727票、回収率：86.9%

## 第3章 基本理念と基本目標

### 3-1 基本理念

つくる、つたえる、つなぐ  
～未来に続く ふるさと知多～

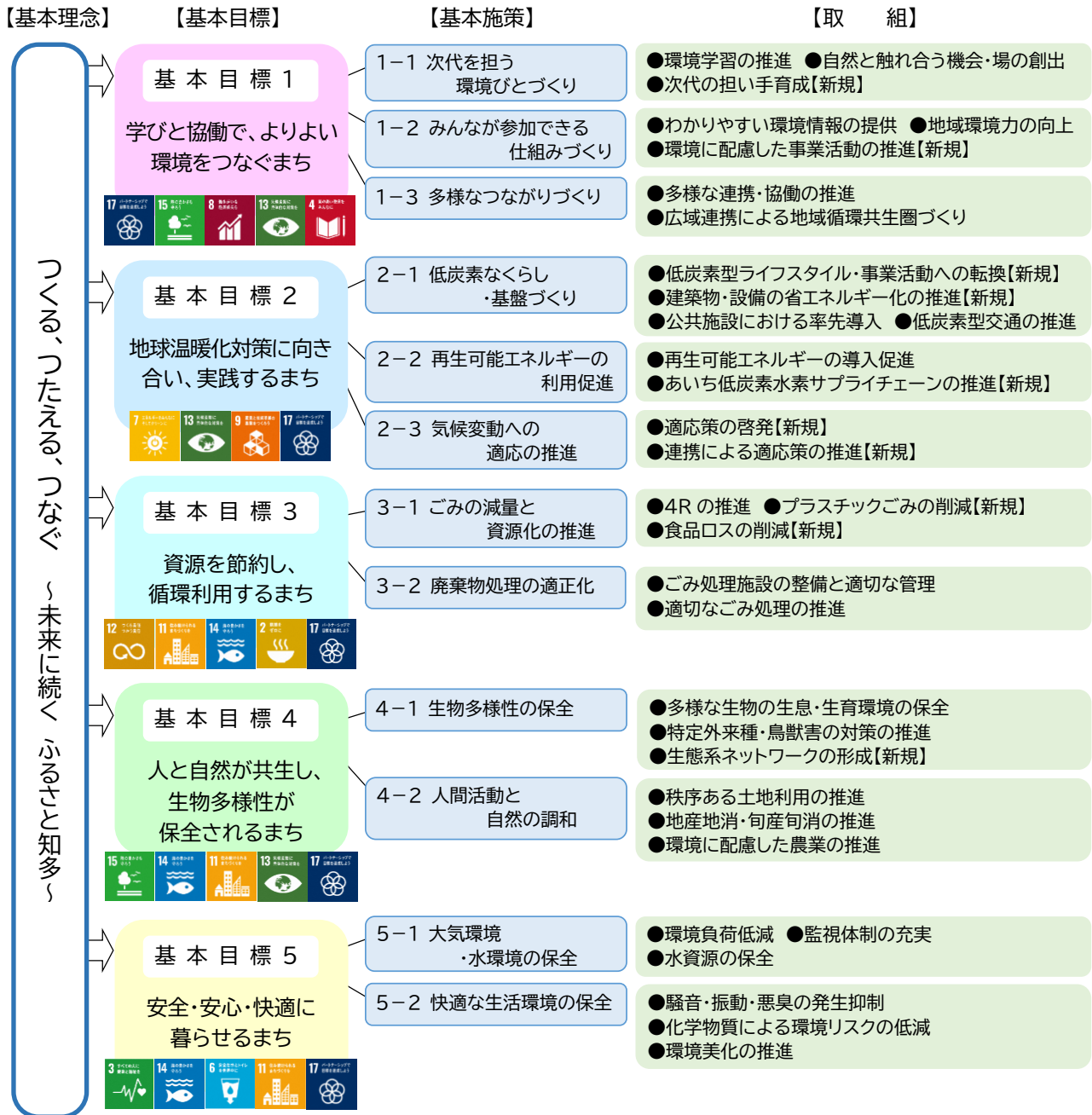
「つくる」 環境に配慮した持続可能な地域づくり、人材づくりを進める。

「つたえる」 次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく。

「つなぐ」 持続可能な社会、私たちのふるさと知多を、未来へつなげていく。

### 3-2 基本目標、3-3 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向け、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働する5つの基本目標に12の基本施策を設定し、持続可能な社会の形成をめざします。



## Ⅲ 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち

### 1 啓発事業

#### (1)環境学習講座

「環境学習講座」は、小学生を中心とした環境や自然について、講義とワークショップ及びフィールドワークを通して楽しく学ぶことを目的に実施し、延べ58人（子ども32人、大人26人）が参加しました。

令和3年度実施状況

実施日	講座内容	参加者
7月3日（土）	自然探検グッズづくり	子ども10人 大人9人
10月16日（土）	岡田の街並み散策	子ども6人 大人5人
11月7日（日）	大興寺の里山散策	子ども7人 大人6人
3月13日（日）	漁師さんの疑似餌づくり	子ども9人 大人6人





## (2)知多市自然調査隊

「知多市自然調査隊」は、市民、市民団体及び市の協働で旭公園の自然観察を行い、公園内の観察から様々な生物とともに暮らせる自然環境の保全の大切さについて考えることを目的に実施し、子ども6人、大人3人が参加しました。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を予定していた3回を中止。)

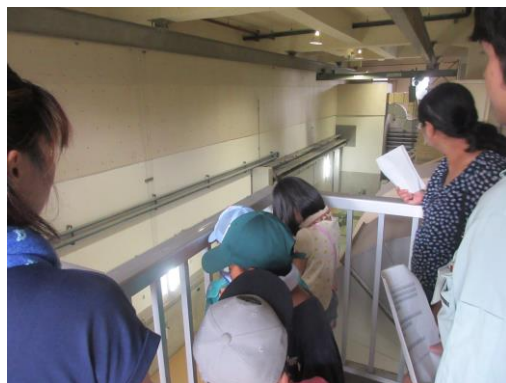
令和3年度実施状況

実施日	観察地域等	参加者
11月13日(土)	旭公園	子ども6人 大人3人



## (3)エコツアー

「エコツアー」は、小学生を中心とした親子が臨海部の事業所や市の施設の環境への取組みや自然観察などを通して環境について考えることを目的に実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止しました。



(過年度に清掃センター、南部浄化センターを見学する様子)

#### (4) アグリランド事業 (ワイワイ米つくりランド)

日本の食糧自給率は40%まで下がり、食料の半分以上を輸入に頼っています。その中で、お米は国内生産だけで消費を賄うことが出来る唯一の作物であり、また、水田は日本の気候風土に適した、農業支援の根幹となる農地です。

そこで、次の世代を担う子どもたちに田植えから稲刈りまでを体験してもらい、日本人の主食であるお米の大切さや良いところを知ってもらうことを目的に実施しています。(令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を予定していた稲刈りを中止。)

##### 令和3年度実施状況

実施日	この巢1丁目地内	参加者
5月22日(土)	田植え	子ども23人 大人18人





## (5) 竹林づくり講座

市民に親しまれている佐布里水源の森や市内各所の森では、竹藪が森を侵食して生態系を脅かしており、森の荒廃が進みつつあります。

森の荒廃を防ぎ健全な状態に戻す手法を学ぶために竹林づくり講座を実施し、市と県企業庁及び市民との協働により知識を習得、その後は指導者として地元等各所で竹林整備を行っていくことを目的としています。

### 令和3年度実施状況

実施日	講座内容	回数
初回講座 4月7日(水) 以後 毎月第1、3水曜日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹や森の基礎知識の講義</li> <li>・竹林整備についての講義や実地整備</li> <li>・佐布里池周辺の自然観察</li> <li>・竹を利用した講義・工作</li> </ul>	全24回講義 (うち1回コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 計459名参加



## (6) 竹の学校講座

近年、市民に親しまれている森や市内各所の森では竹藪が森を侵食して生態系を脅かしており、森の荒廃が進みつつあります。

小学校の子どもたちに、タケノコ掘りの体験を通じて竹に興味をもってもらい、身近な緑に関心をもってもらうこと、将来自然を守る人材へのきっかけとすることを目的として実施しています。

### 令和3年度実施状況

実施日	講座内容	参加者
4月3日(土)	竹の学習とタケノコ掘り体験(1回目)	44名
4月10日(土)	竹の学習とタケノコ掘り体験(2回目)	51名
4月17日(土)	竹の学習・竹工作(貯金箱・筆立て作り)	33名
5月8日(土)	ほ先タケノコ、竹水採取	75名
7月3日(土)	七夕飾り、竹の伐採	天候不良のため中止(大雨警報)
8月7日(土)	竹工作(器、はし作り)	82名



## (7) みどりの教室

「みどりの教室」では、種まきからポット移植、花壇への植込み、ハンギングバスケット制作などの実習を交えて花を育てるための基礎知識を習得してもらうことで、本市の緑化事業への関心を持っていただくことを目的に実施しています。

### 令和3年度実施状況

実施日	講座内容	参加者
5月8日(土) 5月12日(水)	挿し芽実習	計20名
6月16日(水) 6月19日(土)	寄せ植え、花壇植込実習	計20名
8月18日(水) 8月21日(土)	種まき実習	計20名
9月15日(水) 9月19日(日)	セルポット移植実習	計20名
10月6日(水) 10月9日(土)	ポット移植実習	計21名
11月4日(木) 11月6日(土)	花壇植込実習	計12名
11月17日(水) 11月20日(土)	ハンギングバスケット制作実習	計20名





## (8) 自然環境講座

佐布里水源の森を樹木医と一緒に歩き、森林の生態系や歴史、動物との係わり等から環境について学ぶことや、イベントを通じ動植物等に関する知識や興味を深めてもらい、環境保全への関心を持ってもらうことを目的として実施しています。

### 令和3年度実施状況

実施日	講座内容	参加者
5月9日(日)	植物の光合成の仕組みと、身近な樹の名前を調べよう カブトムシの幼虫を採取し、育てよう	41名
6月20日(日)	市の木ヤマモモの実を食べて、食物連鎖を学習しよう	37名
7月25日(日)	カブトムシ・クワガタムシのすみかを探しにいこう	35名
8月22日(日)	カブトムシ・クワガタムシを飼育し、くわしく観察してみよう 木の年輪を学習しよう	39名
9月26日(日)	ドングリを探して名前や特徴を調べてみよう	37名
10月24日(日)	生で食べられるドングリを見つけよう 森のはたらきを学習しよう	33名



## 2 市民活動

### (1) みんながみんなでクリーンキャンペーン

クリーンキャンペーンは、地域で一斉に清掃活動を行う取組で、清潔で住みよいまちづくりのため、子どもから大人まで多くの市民が参加しています。

第22回春のみんながみんなでクリーンキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止となりました。

また、各コミュニティが実施日を決めて実施する秋のクリーンキャンペーンでは、市内10コミュニティのうち6コミュニティが実施をし、7.2tのごみを収集しました。



#### 春のクリーンキャンペーン実施状況

実施日	地区名	収集量(t)
5月30日(日)	市内一斉	中止



## 秋のクリーンキャンペーン実施状況

実施日	地区名	収集量 (t)
9月12日 (日)	旭南コミュニティ	中止
9月19日 (日)	佐布里コミュニティ	1.1
	旭東コミュニティ	中止
9月26日 (日)	つつじが丘コミュニティ	0.4
	南粕谷コミュニティ	中止
10月3日 (日)	東部コミュニティ	3.8
	旭北コミュニティ	
10月17日 (日)	八幡コミュニティ	中止
10月31日 (日)	新知コミュニティ	0.9
11月6日 (日)	岡田コミュニティ	1.0
合 計		7.2





## (2)地域ねこ活動

地域ねこ活動とは、不妊手術を施した飼い主のいない猫を地域の中で管理したうえで、一定のルールに基づいたエサやりやトイレの設置等を適正に行うことで、糞尿や鳴き声など地域の環境問題を解決するとともに、望まれずに生まれる不幸な猫を減らす取組み。

市では、令和元年度に『知多市地域ねこ不妊手術費用補助金交付要綱』を定め、地域ねこ活動に伴う不妊手術費用への補助金を交付しています。補助金の額は、オス猫は1匹につき6,000円、メス猫は1匹につき10,000円を限度としていますが、市内の協力獣医師により補助金と同額での不妊手術を施してもらっています。

### 不妊手術実施状況

実施年度	補助金交付額	内 訳
令和元	770,000 円	93 匹 (オス猫 40 匹、メス猫 53 匹)
令和2	798,000 円	95 匹 (オス猫 38 匹、メス猫 57 匹)
令和3	704,000 円	84 匹 (オス猫 34 匹、メス猫 50 匹)



## IV 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、気温が上昇する現象であり、石炭や石油などの化石燃料の燃焼により排出される二酸化炭素が大きな原因とされています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によれば、明治13(1880)年から平成24(2012)年までに世界の平均気温は、0.85度上昇しており、化石燃料依存型の社会から脱却し、脱炭素化に向けた社会を構築することは、急務となっています。

また、近年、台風の大型化や集中豪雨の増加など、地球温暖化の影響と考えられる気候も現れ始めています。脱炭素化に向けた社会を構築し、地球温暖化の進行を抑える「緩和策」を進めていくとともに、地球温暖化の進行により現れ始めた気候変動の影響に対処するための「適応策」も進めていく必要があります。

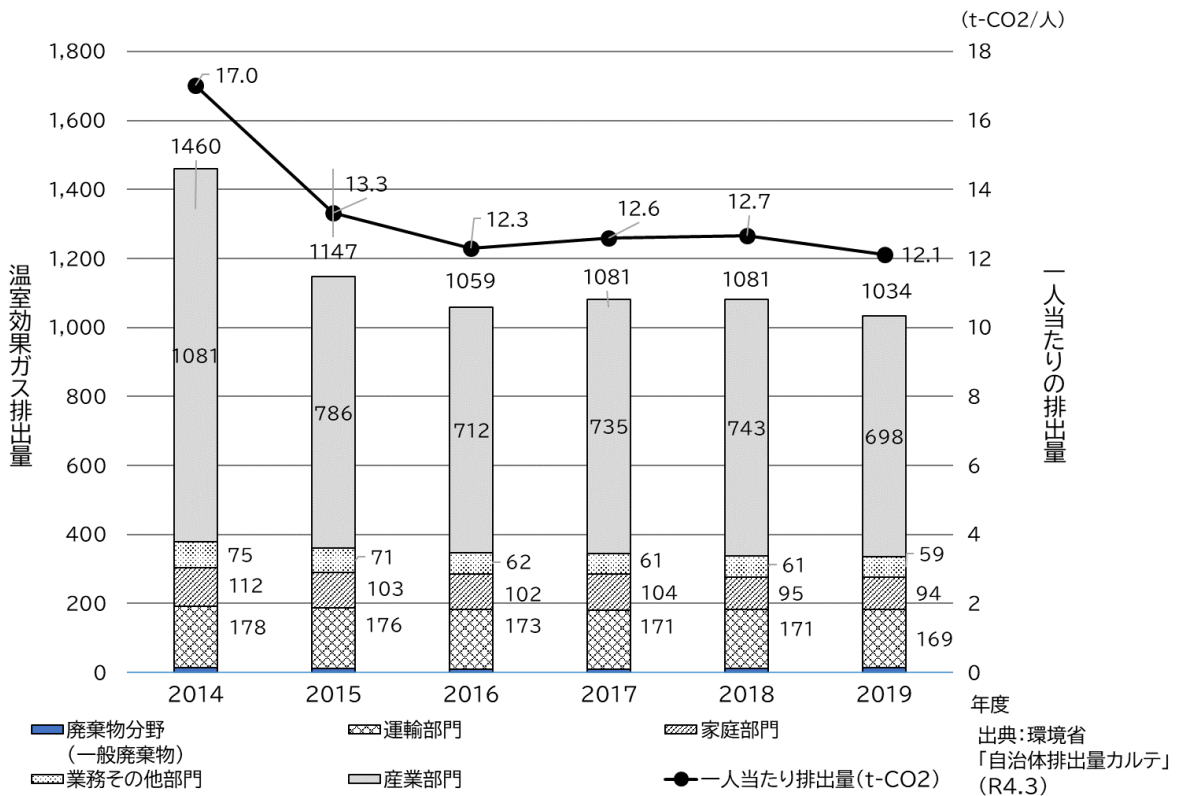
### (1) 知多市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の現状

令和元(2019)年度の本市の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量は、1,034千t-CO<sub>2</sub>で、前年度と比較して横ばいとなっています。第3次知多市環境基本計画で基準年度とした平成25(2013)年度の排出量からは、23.1%減少しています。

部門・分野	平成25(2013)年度 (基準年度)	令和元(2019)年度
産業部門	956	698
業務その他部門	79	59
家庭部門	116	94
運輸部門	181	169
廃棄物分野(一般廃棄物)	11	13
合計	1,344	1,034

(出典:環境省「自治体排出量カルテ」)

※総合エネルギー統計、都道府県別エネルギー消費統計等をベースに各種統計を案分指標として部門別排出量を算出した2次統計資料となります。元となる統計資料の修正・更新、温室効果ガス排出量の再推計により、公表された排出量が修正されることがあります。



## 温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量の推移

### ゼロカーボンシティちた宣言

令和3年8月23日に2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることに挑戦する「ゼロカーボンシティちた宣言」の表明をしました。

近年、地球温暖化の進行が深刻な状況となっており、台風の大型化や集中豪雨の増加、熱中症の増加、さらには農林水産物への影響など、私たちの暮らしにおいても、その影響と考えられる現象が現れ始めています。化石燃料依存型の社会から脱却し、脱炭素化に向けた社会を構築することが急務となっています。

水素を利用した低炭素なくらし・基盤づくりや、再生可能エネルギーの利用促進を図り、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働し、二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざします。

## (2) 知多市の事務事業から排出された温室効果ガス

本市では、第5次知多市庁内環境保全率先実行計画（以下「第5次計画」という。）を策定し、市が行う事務事業等から発生する温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

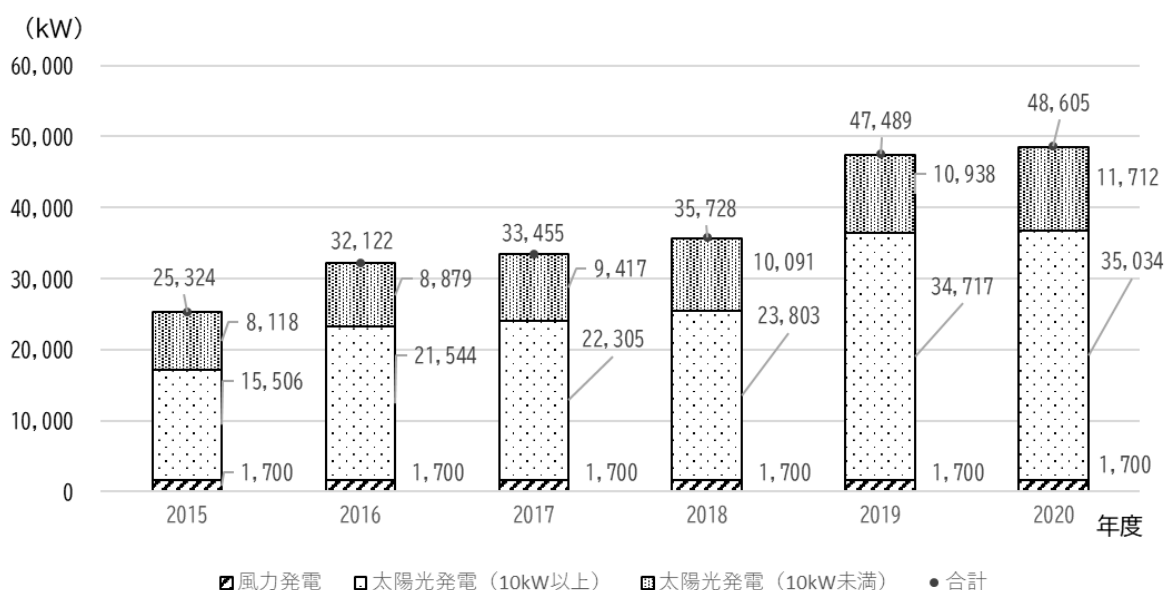
令和3年度の温室効果ガス排出量は、次表のとおりです。

市の事務事業からの温室効果ガス排出量

施設区分	基準、前年度の排出量	令和3年度の排出量	増減率	目標
清掃センター以外	(平成25年度) 11,355 t-CO <sub>2</sub>	10,055 t-CO <sub>2</sub>	-11%	平成25年度を基準に、令和12年度に40%削減
清掃センター ※令和5年度末廃止予定	(前年度) 16,555 t-CO <sub>2</sub>	14,966 t-CO <sub>2</sub>	-10%	運転終了まで前年度以下に抑制

## (3) 区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況

令和2年度末までに、知多市内に導入された固定価格買取（FIT）制度による再生可能エネルギー（電気）の設備容量は、48,605kWで、対消費電力に対する導入比は8.2%となっています（自治体排出量カルテ（環境省））。



※合計の設備容量には、水力発電、バイオマス発電の容量も含まれています。

## V 資源を節約し、循環利用するまち

### 1 ごみ処理

#### (1) ごみ処理の現況

ごみ処理施設である清掃センターは、ダイオキシン類対策特別措置法に適合するごみ焼却施設として平成15年8月に竣工しました。清掃センターは、ガス化溶融方式による排ガスのクリーン化と排ガス中の熱エネルギーを利用した発電など、環境と省エネルギーに配慮した施設です。ごみの焼却で発生する焼却残さは、平成22年4月から東鴻之巣最終処分場で埋め立て処分してきましたが、最終処分場の延命化のため、焼却残さの一部を23年3月に武豊町に竣工した公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）衣浦港3号地廃棄物最終処分場へも搬出しています。

平成29年4月に実施した家庭系収集ごみ有料化に伴い、大幅に家庭系収集ごみ量は減量しましたが、近年は、ほぼ横ばいとなっています。ごみの総量は、前年度と比較して、約3%減少しています。

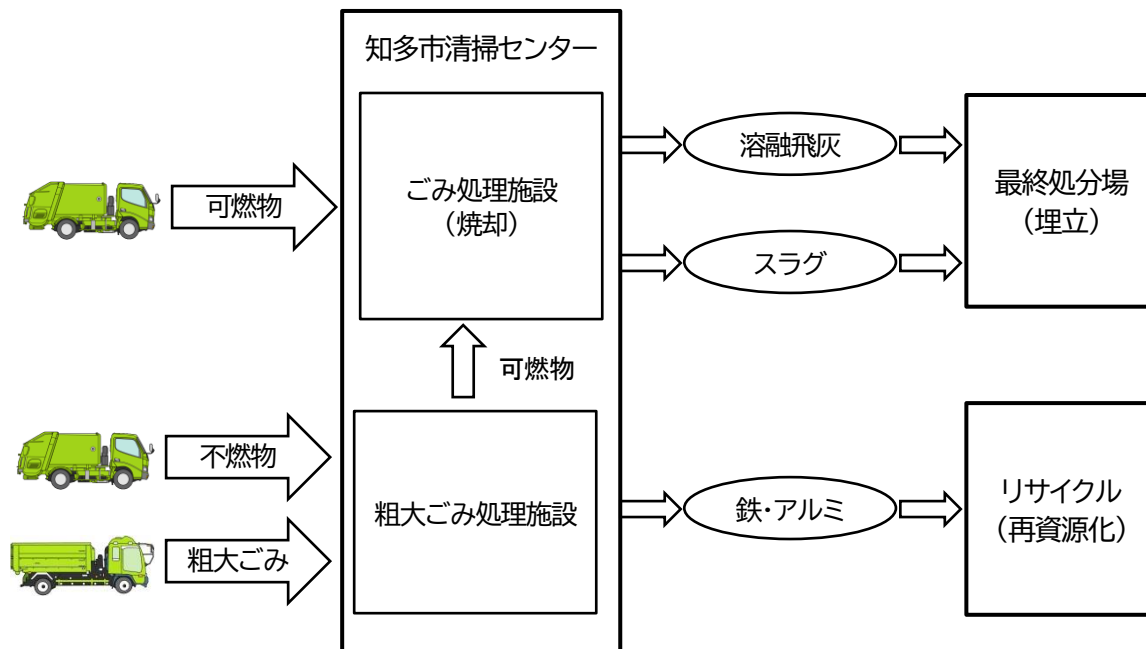
本市では、ごみを適正に処理することが、公衆衛生の向上及び市民の生活環境の保全に極めて重要なことと捉えています。ごみの適正処理を継続して確保するため、ごみの減量と資源化の推進に向けて段階的に取り組みを進めています。

- ・平成29年 4月～ 「家庭系収集ごみの有料化」、「資源回収品目の拡大」
- ・ 31年 4月～ プラスチック類（食品用プラスチック製容器等）の店頭回収
- ・令和 元年10月～ 「知多市いちごニャンコ運動」（宴会時の乾杯後乾杯後15分（いちご）とお開き前25分（ニャンコ）は自席で料理を楽しむ。家庭では、毎月15日（いちご）、25日（ニャンコ）に冷蔵庫の中の食材をチェックする）
- ・ 2年 3月～ 小型充電式電池（リチウムイオン電池等）のボックス回収
- ・ 2年 4月～ 剪定枝の持ち込み回収（リサイクルプラザ）

平成29年3月に改定した「知多市ごみ処理基本計画」の中で、重点的に取り組む事項のひとつとして挙げた「ごみ処理施設の広域化への対応」については、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画における知多北部ブロックの「知多北部地域ごみ処理広域化計画」に基づき、東海市との広域処理に向け、西知多医療厚生組合を事業主体とした新しいごみ処理施設である「西知多クリーンセンター」の建設本体工事を開始し、令和6年度の供用開始を目指しています。

## (2) ごみ処理の流れ

ごみを安全かつ適正に処理し、私たちの生活環境だけでなく、地球環境も守ります。



## (3) ごみ搬入量

(単位：t)

区分	収集形態	ごみの種類	年 度		
			令和元	令和2	令和3
家庭系 ごみ	定期 収集	可燃物	13,804	13,878	13,714
		不燃物	1,010	1,050	967
	戸別 収集	粗大ごみ (不燃物に含む)	101	87	101
	直接 搬入	可燃物	1,289	1,539	1,332
不燃物		405	443	419	
事業系 ごみ	直接 搬入	可燃物	4,269	4,087	3,894
		不燃物	0	0	0
小 計		可燃物	19,362	19,504	18,940
		不燃物	1,516	1,580	1,487
合 計			20,878	21,084	20,427

#### (4) 収集状況

- 可燃物  
指定ごみ袋によるステーション方式 週2回
- 不燃物  
指定ごみ袋によるステーション方式 月2回
- 粗大ごみ  
排出者が許可を得て直接搬入  
有料で戸別収集 普通貨物自動車(2トン車) 11,000円、軽貨物自動車5,500円

#### (5) 知多市清掃センター

所在地	知多市北浜町11-4
敷地面積	32,996 m <sup>2</sup>
延床面積	10,845 m <sup>2</sup> (工場棟 10,244 m <sup>2</sup> ・その他 601 m <sup>2</sup> )
構造	工場棟 — 鉄筋コンクリート・鉄骨造 5階建
総工費	8,715,000,000 円 (平成15年8月竣工)
内容	処理能力 — ごみ処理施設 130t/日(65t/日×2炉) 粗大ごみ処理施設 35t/日(5h) 処理方式 — ガス化溶融方式(分離型)

#### (6) 東鴻之巣最終処分場

所在地	知多市八幡字東鴻之巣36-2
敷地面積	30,180 m <sup>2</sup>
総工費	1,716,951,600 円 (平成22年3月竣工)
内容	埋立地 埋立面積 12,400 m <sup>3</sup> 埋立容量 57,600 m <sup>3</sup> 浸出水処理施設 逆浸透膜処理方式 50 m <sup>3</sup> /日 調整槽容量 3,200 m <sup>3</sup> 埋立対象物 溶融飛灰(セメント固化)、スラグ、 コンクリートガラ(家庭系)

## 2 生活排水処理

### (1) 生活排水処理体系

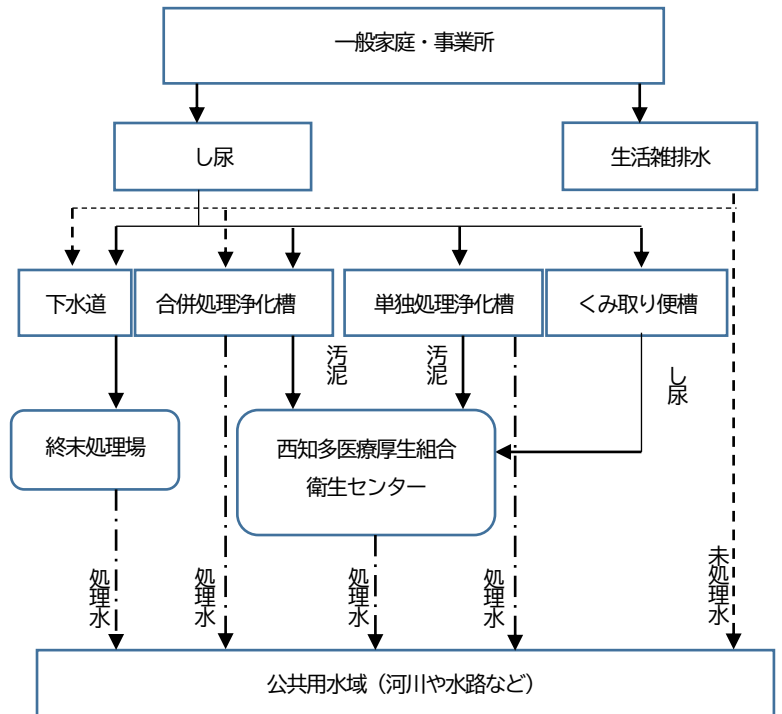
本市における生活排水処理体系は右図のとおりです。

一般家庭や事業所から排出されるし尿の流れを実線で示しています。

し尿は、下水道、合併・単独処理浄化槽、くみ取り便槽に流れます。

下水道に流れたし尿は終末処理場で処理され、合併・単独処理浄化槽に流れたし尿は、浄化槽内で処理されますが、この際に汚泥が発生します。汚泥とくみ取り便槽に貯まったし尿は、西知多医療厚生組合の衛生センターに搬入され、適正に処理されます。

また、生活雑排水の流れを点線で示してあります。



### (2) 生活排水の処理形態別人口

令和元年度から3年間の処理形態別人口の推移をみると、令和3年度末において、計画処理区域内人口84,227人のうち、82,066人が生活排水を適正に処理しており、生活排水処理率は97.4%となっています。

	元年度末	2年度末	3年度末
1. 計画処理区域内人口	85,377	85,061	84,227
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	82,006	82,847	82,066
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	1,301	1,304	1,305
(3) 下水道	80,705	81,543	80,761
(4) 農業集落排水施設	1,048	0	0
3. 単独処理浄化槽人口	1,733	1,733	1,731
4. くみ取り便槽人口	515	476	430

#### 【用語解説】

・コミュニティ・プラント

開発行為により設置された、住宅団地の下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

・合併処理浄化槽

各家庭から出たトイレ排水、生活雑排水の両方を処理するもの。

・農業集落排水

農業集落の下水を集める管渠と下水処理場を有するもの。

・単独処理浄化槽

各家庭から出たトイレ排水のみを処理するもの。



### (3) くみ取り状況

下水道等人口普及率が令和3年度末で96.7%と高く、くみ取り世帯数は少なくなっています。

区分 年度	くみ取り世帯数	くみ取り量 (リットル)	1日平均くみ取り量 (リットル)	作業日数
平成29	280	1,144,090	4,767	240
平成30	266	758,290	3,160	240
令和元	277	767,490	3,308	232
令和2	260	768,170	3,297	233
令和3	240	914,740	3,876	236

### (4) し尿くみ取り手数料

○ 定額制（市長が認定した世帯）

世帯割 1か月 1世帯 250円

人頭割 1か月 1人 250円

超過料 1回 730円

○ 従量制（定額制以外の汲み取り式トイレ）

① 工事現場やイベント等で一時的に設置される簡易式のトイレ

18リットルにつき 312円（令和2年10月1日から新たに設定）

② 従量制で①以外のトイレ

18リットルにつき 156円

### (5) 処理施設

西知多医療厚生組合（知多市と東海市で組織する一部事務組合）

所在地 知多市三反田3丁目1番地の2

敷地面積 72,636㎡

建物面積 1,836㎡

延床面積 3,636㎡

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建

総工費 3,961,380,000円（平成8年3月竣工）

内容 処理能力 100㎡/日

処理方式 高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理

## 3 リサイクル

---

### (1) リサイクルの推進

今日、地球的規模で環境問題が大きな課題となっており、地球にやさしいまちづくりが求められてきています。知多市では、平成4年度に知多市方式の資源回収システムを確立し、順次実施地域を拡大していった結果、平成9年3月に全市で資源回収をスタートしました。また、平成7年4月に開館したリサイクルプラザでは、回収した資源の選別・加工のほか、広く市民が学びふれあうことができるよう、リサイクルに関する各種教室の開催や情報の提供を行うなど循環型社会の構築を目指した事業を推進しています。

### (2) 知多市方式資源回収

- 資源の有効利用とごみの減量を目的とした資源回収を行う。
- 市が回収、売却等を行う地域回収と、市民団体が行う資源回収に対して報償金を支払うことにより支援する集団回収の2方式を実施する。

#### 【地域回収】

##### ○回収品目

新聞、ダンボール、雑誌（雑がみ）、牛乳パック、布類、アルミ缶、スチール缶、その他缶類、無色びん、茶色びん、その他色びん、ペットボトル、ペットボトルキャップ、トレイ、プラスチック製容器（食品用）、発泡スチロール、使用済み乾電池、廃食用油

※令和2年4月から白色トレイ及び有色トレイの区分を廃止し、トレイとして回収

※令和3年4月からびん類の分別区分を変更

（生きびん・無色びん・色付びん→無色びん・茶色びん・その他色びん）

##### ○回収頻度

1回／月

##### ○排出時ルール

資源の裸出し及び資源の洗浄、地域住民による分別排出指導

##### ○報償金

資源売却金を交付する。

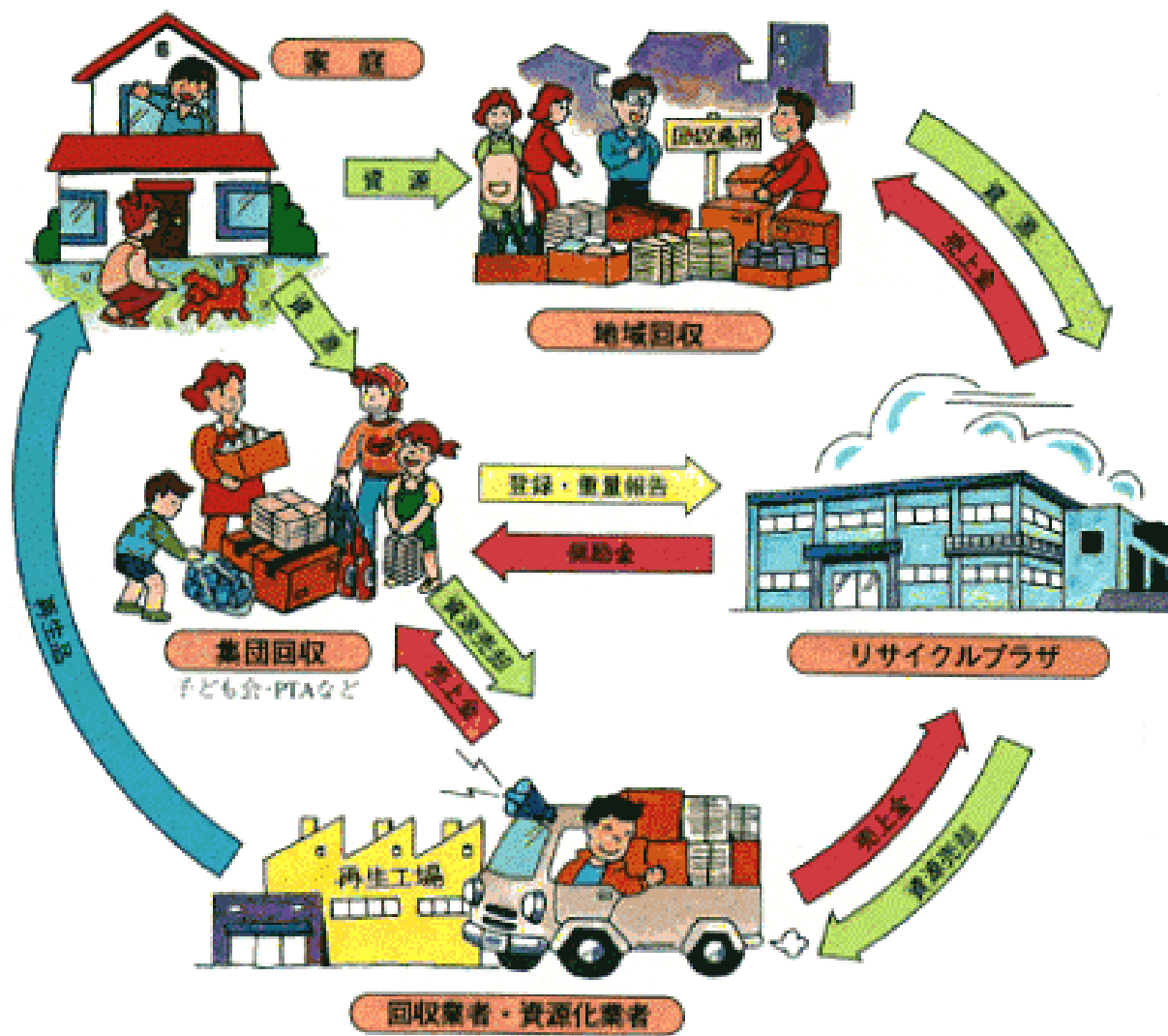
#### 【集団回収】

○登録団体に対し、回収量に応じて報償金を支払い、集団回収を支援する。

○回収日の設定、品目、売上金の調整及び回収作業等すべての調整は各団体が  
行い、市は報償金の支払業務を行う。

○1kg当たり4円の報償金を交付する。

# 知多市方式資源回収



### (3) 資源回収実績

【資源回収量（地域回収・直接搬入）】

（単位：t）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
新聞	641	534	515	
ダンボール	255	264	238	
雑誌(雑がみ)	557	528	457	
牛乳パック	18	19	18	
布類	126	142	128	
アルミ缶	34	37	35	
スチール缶	10	12	9	
その他缶類	13	15	15	
生きびん	24	18	—	
無色びん	96	105	85	
色付びん	102	121	—	
茶色びん	—	—	75	
その他色びん	—	—	54	
ペットボトル	76	76	77	
ペットボトルキャップ	5	5	5	
白色トレイ	4	111	124	
有色トレイ等*	83			
使用済み乾電池	7	7	8	
廃食用油	13	13	13	
インクカートリッジ	0(0.2)	0(0.3)	0(0.2)	
小型家電	109	91	80	
水銀使用廃製品	1	1	1	
小型充電式電池		0(0.3)	0(0.4)	
剪定枝		64	104	
	2,174	2,163	2,041	
合 計	うち地域回収	1,428	1,266	1,259
	うち直接搬入	746	897	782

※有色トレイ等…有色トレイ、プラスチック製容器（食品用）、発泡スチロール

【集団回収状況】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体数（団体）	40	32	30
資源回収量（t）	407	201	202

【廃プラスチック類の拠点回収】

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
拠点回収量（t）	3.883	4.287	5.164

【食品用プラスチック類の店頭回収】

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
店頭回収量（t）	6.773	23.858	33.440

(4) リサイクル教室

令和3年度

裂き織り教室 3回 22人

衣類リフォーム教室 1回 11人

(5) 知多市リサイクルプラザ

所在地 知多市南浜町22番地の2

敷地面積 11,498.15 m<sup>2</sup>

延床面積 3,451.97 m<sup>2</sup>（内増設部分 保管庫456.77m<sup>2</sup>、事務所棟301.00m<sup>2</sup>、  
車庫棟266.96m<sup>2</sup>）

構 造 工場棟 ー 鉄骨造2階建

保管庫 ー 鉄骨造平屋建

事務所棟 ー 鉄骨造平屋建

車庫棟 ー 鉄骨造平屋建

総工費 792,070,000 円（平成7年3月竣工、増設部分除く）

内 容 工場棟 ー 研修室、体験学習室、見学者通路、プラットホーム、  
搬入室、手選別室、缶ライン、ペットボトルライン、  
ストックヤード、職員控室

保管庫 ー 資源置場

事務所棟 ー 事務所、会議室、書庫

## VI 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

### (1)生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。全ての生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

生物多様性は、現在、4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、外来種など人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機）にさらされています。生物多様性の状態を豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向け、生物多様性の保全や自然再生に向けた取組が行われています。

生物多様性の保全に関する国際的な枠組みである生物多様性条約締約国会議（COP）では、平成 22（2010）年に、愛知県名古屋市で開催されたCOP 10において、令和 2（2020）年までの戦略計画が策定されました。戦略計画は、令和 32（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、令和 2（2020）年までにミッション（短期目標）及び 20 の個別目標（「愛知目標」）の達成を目指すものですが、令和 2（2020）年に取りまとめられた報告書「地球規模生物多様性概況第 5 版」では、一部の分野で成果はあったものの、完全に達成した愛知目標はないと結論付けられ、令和 32（2050）年ビジョン達成には社会変革が必要と指摘されています。

本市は、海岸線や、田畑や森林などの緑の空間などの自然環境が人々の生活とともに育まれてきました。これからも自然環境の特徴を活かしながら、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく必要があります。

### (2)特定外来生物

本来その地域にいなかった生き物が人によって持ち込まれ、もともとその

地域にいる生物を駆逐してしまうなど生態系のかく乱や、遺伝子のかく乱がおきてしまうことがあります。

特定外来生物とは、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある外来生物で、外来生物法に基づいて指定され、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、野外に放つこと等が禁止されています。

最近では、令和2年11月2日に、外来ザリガニ類（アメリカザリガニを除く）が特定外来生物に指定され、特定外来生物は合計156種類（7科、13属、4種群、123種、9交雑種）となっています。

### オオキンケイギク (*Coreopsis lanceolata*)

5～7月頃に黄色い花を咲かせ、花びらの先端は不規則に4～5つに分かれています。草丈は、50～70cm。毛があります。繁殖力が強く強健なため、日本に昔からある植物を駆逐してしまいます。キク科の多年生草本で、道端、河川敷、線路際、海岸などに生育します。



(出典：環境省HP)

### ヒアリ (*Solenopsis invicta*)



コブが2つ。

つやつやの赤茶色。腹部はやや暗めの色。

(出典：環境省HP)

本来、南米中部に生息するアリで、日本では平成29年7月に初めて確認されました。船や飛行機に積まれたコンテナや貨物により運ばれ、原産地以外での定着が確認されています。在来アリを駆逐したり、小動物を捕食して減少させ、生態系のバランスを壊すことがあります。また、毒針を持ち、強いアレルギー反応を引き起こす恐れがあります。

## VII 安全・安心・快適に暮らせるまち

### 1 大気環境概況

---

昭和30年代からの高度経済成長期に全国の工業地帯を中心に多くの企業が立地し、工場等からの硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量が増大するなど大気汚染が問題になりました。そのため、国においては大気汚染を防止するため、昭和42年以降、公害対策基本法、大気汚染防止法等の法体系の整備を行い、大気汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」を定めました。愛知県においても昭和46年4月に愛知県公害防止条例を全面改正しました。

また、自動車の利用拡大に伴い大気汚染や騒音などの環境問題が発生し、特に自動車の排出ガスは、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）など、大気汚染の原因となる物質が含まれていることから、国は従来自動車NO<sub>x</sub>法を改正し、平成13年6月に「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」を公布しました。

大気環境に関わる公害関係法令等の整備に伴う規制の強化などにより、大気汚染物質による公害問題は一時期の深刻な状況を脱しましたが、温室効果ガスの増加による地球温暖化など新たな環境問題が生じてきています。

知多市は名古屋南部臨海工業地帯を擁しており、臨海部の工場などによる大気汚染が市民の健康や生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう監視、指導するとともに、地球環境保全に向けて、市民への情報提供や啓発活動を継続して実施していく必要があります。



## 2 水環境概況

---

昭和30年代からの急速な工業化や都市化の進展に伴い、人の健康の保護と生活環境の保全の見地から、水質汚濁についても早急に対処すべき問題となりました。

そのため、昭和42年8月に公害対策基本法が施行され、昭和45年4月に河川、湖沼、海域といった公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と水域の利用目的に応じて設定される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2つの環境基準が定められました。

また、昭和46年6月には水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場からの排水規制が強化された結果、有害物質による水質汚濁は大きく改善されました。

その後、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、一般家庭から排出される生活排水が水質汚濁の主要な原因となったため、平成2年6月に水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の総合的な推進に関する規定が定められました。

健康項目は、昭和46年の環境基準の設定時はカドミウム始め8項目でしたが、以降、順次追加設定され、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目、平成21年に1,4-ジオキサンが追加されて27項目となりました。

生活環境項目は、当該水域の利用目的に応じて水域類型の指定が行われ、富栄養化に関する科学的知見が集積されてきたことなどにより、昭和57年12月に湖沼、平成5年8月に海域の富栄養化を防止するため全窒素及び全燐に係る環境基準が追加されました。

伊勢湾、三河湾については平成8年2月に水域類型の指定が行われました。

### 3 騒音概況

---

---

昭和43年12月の騒音規制法施行や昭和46年10月の愛知県公害防止条例施行により、市内全域が規制対象地域に指定され、騒音規制法対象外の施設等についても愛知県公害防止条例で規制対象に加えるなど、工場・事業場等に対する規制の強化が図られました。

昭和50年代からカラオケ等の深夜営業騒音やピアノ、エアコンなどの生活騒音に対する苦情件数が増加したことなどから、昭和56年に愛知県公害防止条例の一部改正が行われ、深夜営業騒音に対する規制が強化されました。

さらに、よりよい環境を確保するために、愛知県公害防止条例を全部改正した県民の生活環境の保全等に関する条例が平成15年10月1日に施行され、騒音の規制を受ける営業にカラオケボックス業を追加するなど、都市生活型公害に対する規制が強化されました。

## 4 苦情受理状況

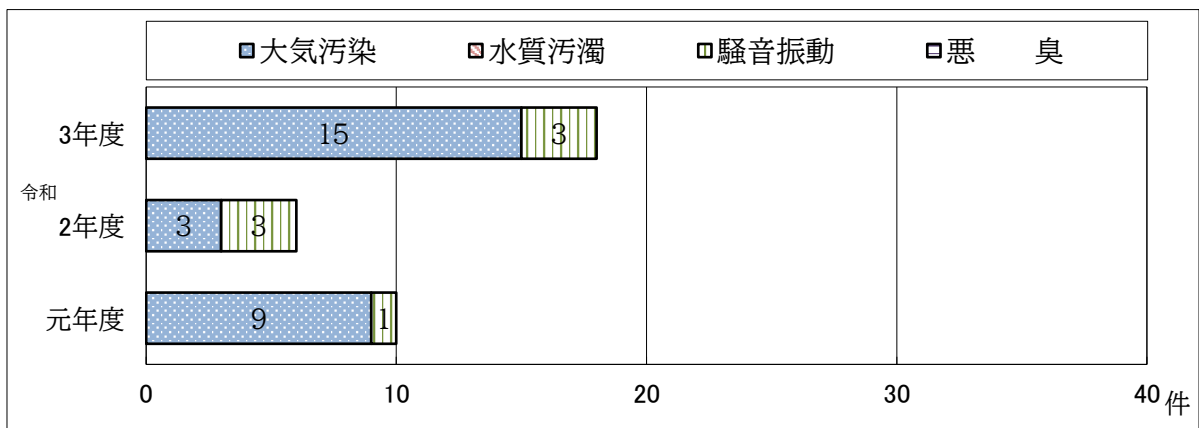
環境問題の捉え方が、従来の事業者が原因となる公害問題から、個人の日常生活を含めた身近な生活環境の保全まで、広範なものになってきたことに伴い、苦情の内容も変化してきています。

市では、市民の環境問題への意識の高まりを受けて、市、市民等、事業者及び土地所有者がそれぞれの責任において、清潔で快適な生活環境を向上させるために平成15年3月に知多市環境美化条例を制定しました。

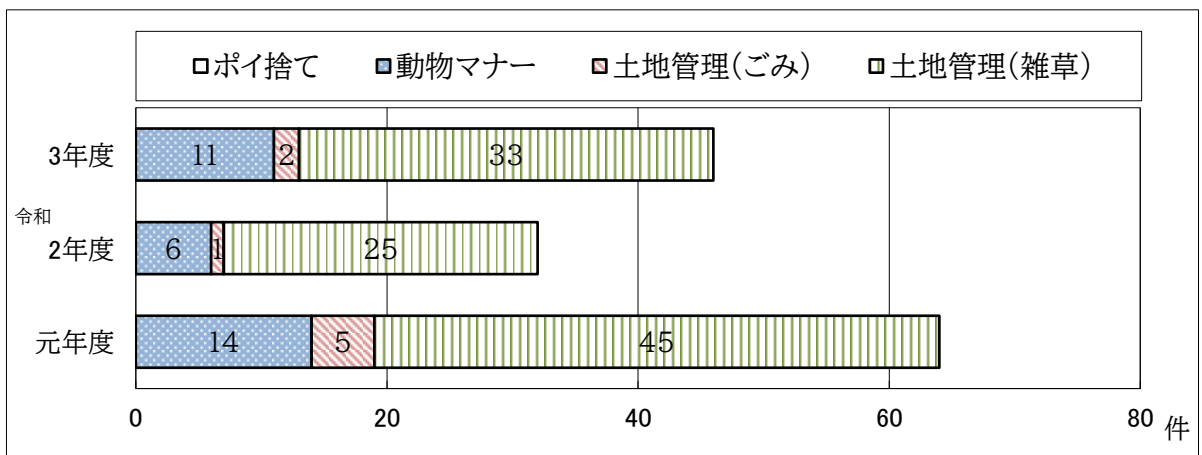
令和3年度の公害苦情の受理件数は18件で、大気汚染に関するものが15件、騒音振動に関するものが3件でした。

一方、環境美化関連苦情は46件で、動物の飼育マナーに関するものが11件、空き地等へのごみの放置（土地の管理）が2件、空き地等の雑草の放置（土地の管理）が33件でした。

公害苦情件数



環境美化関連苦情件数



※ 苦情件数は原則発生原因数

月別苦情受理件数

種類	月	令和3年									令和4年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公害	大気汚染	2	1	2	1	2		2	1	2		1	1	15
	水質汚濁													
	土壌汚染													
	騒音	1		1				1						3
	振動													
	地盤沈下													
	悪臭													
	その他													
小計	3	1	3	1	2		3	1	2		1	1	18	
環境美化関連	ポイ捨て													
	動物マナー	2		1		1	3	3				1	11	
	土地管理(ごみ)		1	1									2	
	土地管理(雑草)		5	7	2	6	9	4					33	
	小計	2	6	9	2	7	12	7				1	46	
合計	5	7	12	3	9	12	10	1	2		1	2	64	

地域別苦情受理件数(苦情発生源の用途地域)

用途地域	種類	公害								計	環境美化関連	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他			
第1種低層住居専用		2								2	11	13
第2種低層住居専用											1	1
第1種中高層住居専用		2			1					3	17	20
第2種中高層住居専用		1								1		1
第1種住居		1								1	1	2
第2種住居												
準住居												
近隣商業												
商業											1	1
準工業											2	2
工業専用												
市街化調整		9			2					11	13	24
その他												
不明												
計		15			3					18	46	64

《参考》

公害紛争処理法第49条で、「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」と規定されています。

また、公害苦情が解決されず公害紛争にまで発展した場合、紛争を迅速かつ適正に処理するために、愛知県では「愛知県公害審査会」を設置しています。

# VIII 資料編



## 大気測定概要

### (1)測定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (2)測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	紫外線蛍光法による自動測定器
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	化学発光法による自動測定器
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	紫外線吸収法による自動測定器
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法による自動測定器
ダイオキシン類	調査地点にエアースAMPLERを7日間設置してダイオキシン類を採取し、その量を測定
降下ばいじん	調査地点にデポジットゲージを1か月間設置して降下ばいじんを採取し、その量を測定



大気汚染自動測定器（緑町）



測定結果の記録装置



## (3)測定点

No.	測定点	所在地	用途 地域等	測定項目							
				SO <sub>2</sub>	NO <sub>x</sub>	Ox	SPM	ダイ オキシ ン類	降下 ばい じん	風向・ 風速	炭化 水素
①	緑町	緑町 (市役所)	近隣商業 地域	○	○	○	○		○	○	
②	八幡東	八幡字鍋山 (新田小学校)	第1種中高 層住居専用	○	○	○	○	○			
③	岡田	岡田字東無常堂 (岡田プール西)	第1種中高 層住居専用	○	○	○	○		○		
④	八幡コミュニ ティセン ター	八幡字月山	第1種中高 層住居専用						○		
*⑤	新舞子	大草字北ノ田 (新舞子保育園西)	市街化調整		○	○	○				○
*⑥	新知小学校	新知字廻間	第1種住居						○		

\* 愛知県が設置している測定点

# 大気測定点図



#### (4)環境基準と評価方法

<b>二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)</b>
<b>【環境基準】</b> (昭和48年5月16日環境庁告示) 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 <b>【評価方法】</b> (昭和48年6月12日日環大企第143号) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
<b>二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)</b>
<b>【環境基準】</b> (昭和53年7月11日環境庁告示) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <b>【評価方法】</b> (昭和53年7月17日日環大企第262号) 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。
<b>光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)</b>
<b>【環境基準】</b> (昭和48年5月8日環境庁告示) 1時間値が0.06ppm以下であること。 <b>【評価方法】</b> ※長期的評価方法は示されていない。 年間を通じて昼間時間帯(5時~20時)の1時間値が、0.06ppm以下であること。
<b>浮遊粒子状物質(SPM)</b>
<b>【環境基準】</b> (昭和48年5月8日環境庁告示) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 <b>【評価方法】</b> (昭和48年6月12日日環大企第143号) 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
<b>ダイオキシン類</b>
<b>【環境基準】</b> (平成11年12月27日環境庁告示) 年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 <b>【評価方法】</b> ※長期的評価方法は示されていない。 同一測定点における1年間のすべての測定値の算術平均値により評価する。

## 凡 例

- 1 有効測定日  
1日につき20時間以上測定を実施した日
- 2 年平均値  
年間にわたる1時間値の総和を、測定時間で除した値
- 3 日平均値の2%除外値  
年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した測定値
- 4 日平均値の年間98%値  
年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する測定値(365日分の測定値がある場合は358番目の測定値)

## 大気測定結果

### (1) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

石炭、重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えると同時に、呼吸機能に影響を及ぼすと言われています。

愛知県においては、個々のばい煙発生施設に対する排出規制（K値規制）に加え、工場・事業場全体の硫黄酸化物の排出総量を規制するため、昭和49年4月から条例により、昭和51年4月からは法による総量規制が開始され、工場・事業場に対し、燃原料の低硫黄化や排煙脱硫装置の設置等の施策の指導がなされました。

この結果、二酸化硫黄の年平均値は確実に改善されました。

○全測定点で環境基準に適合した。

○県下平均、名古屋区域と比較すると上まわっていた。

### 二酸化硫黄測定結果

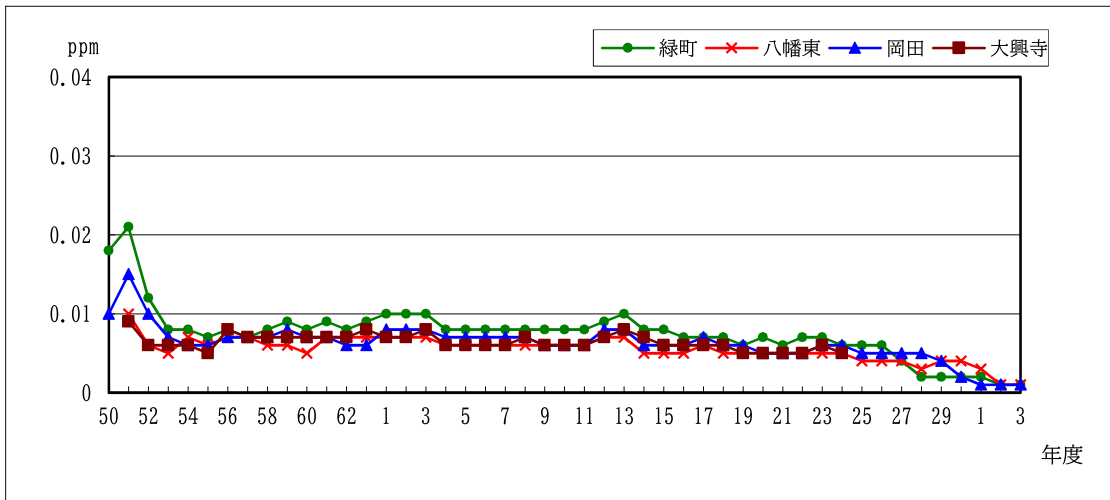
項目 測定点	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.1ppmを超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(達成○ 非達成×)
緑 町	361	8,592	0.001	0	0	0	0	0.015	0.002	○
八幡東	361	8,596	0.001	0	0	0	0	0.018	0.003	○
岡 田	361	8,592	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	○
平 均	—	—	0.001	—	—	—	—	—	—	—

【環境基準】人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のこと。

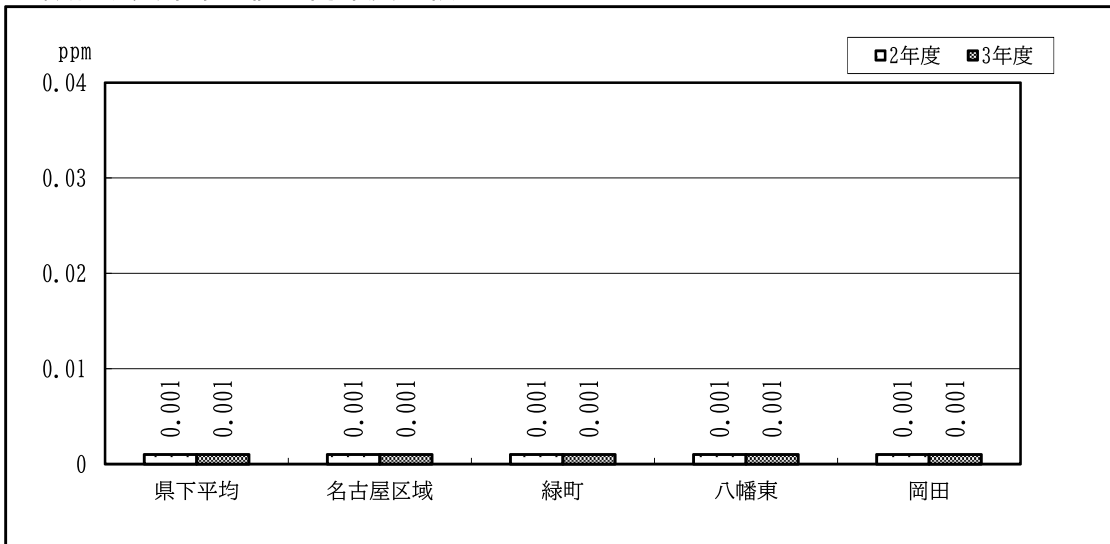
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

【評価方法】年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高いほうから2%の範囲内にあるも

### 二酸化硫黄年平均値(測定点別)の経年変化

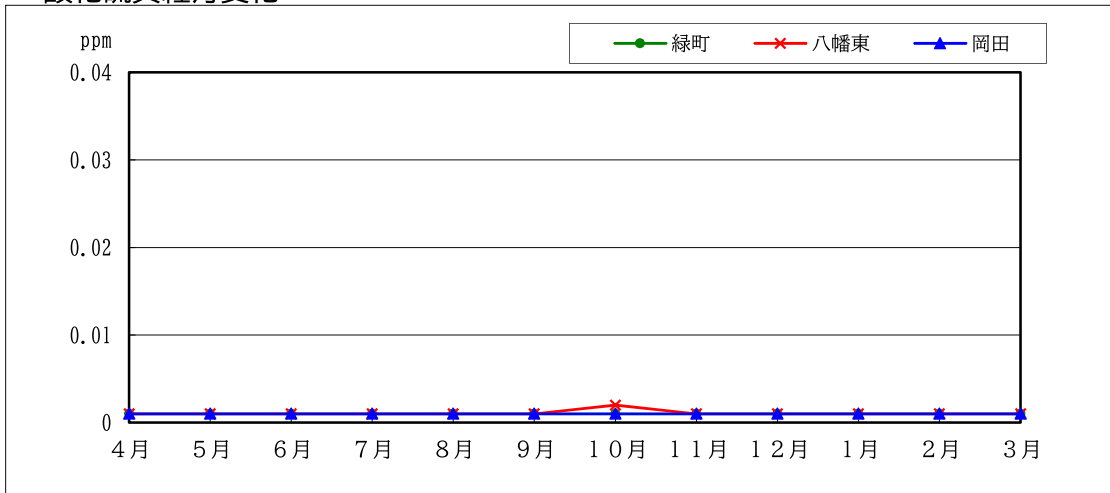


### 二酸化硫黄年平均値の前年度比較



(注) 県下平均及び名古屋区域の測定値については、愛知県「2021年度大気汚染調査結果」による。

### 二酸化硫黄経月変化



## (2) 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

窒素と酸素の化合物全体のことを窒素酸化物といい、一酸化窒素と二酸化窒素がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む燃料が燃焼したときに発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐に渡ります。

二酸化窒素は茶褐色の刺激性の気体で、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに呼吸器全体に影響を及ぼすと言われています。

固定発生源に対しては、昭和48年から法に基づく排出規制（濃度規制）が開始され、燃焼方法の改善や排煙脱硝装置の導入等の対策が進められ、移動発生源に対しても自動車排ガス規制が開始され、順次強化されています。

窒素酸化物の発生源となる燃焼機器などが広範多岐にわたることなどから、昭和50年以降横ばいで推移しています。

○全測定点で環境基準に適合した。

○県下平均、名古屋区域と比較すると同程度であった。

### 二酸化窒素測定結果

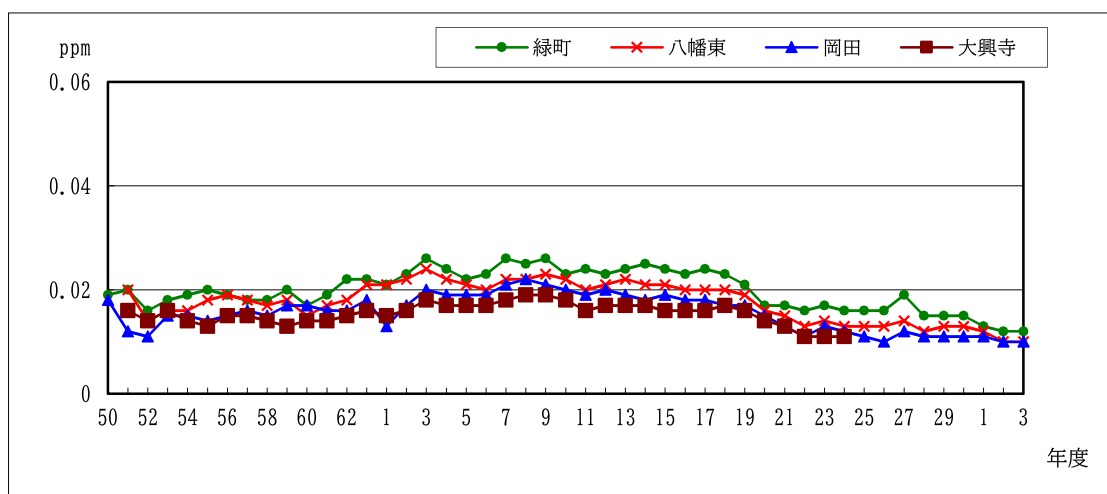
項目 測定点	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.2ppmを 超えた時間数 とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数 とその割合		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数 とその割合		日平均 値の 年間 98%値	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(達成○ 非達成×)
緑 町	361	8,620	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0	0.027	○
八幡東	361	8,596	0.010	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	○
岡 田	354	8,542	0.010	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	○
平 均	—	—	0.011	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

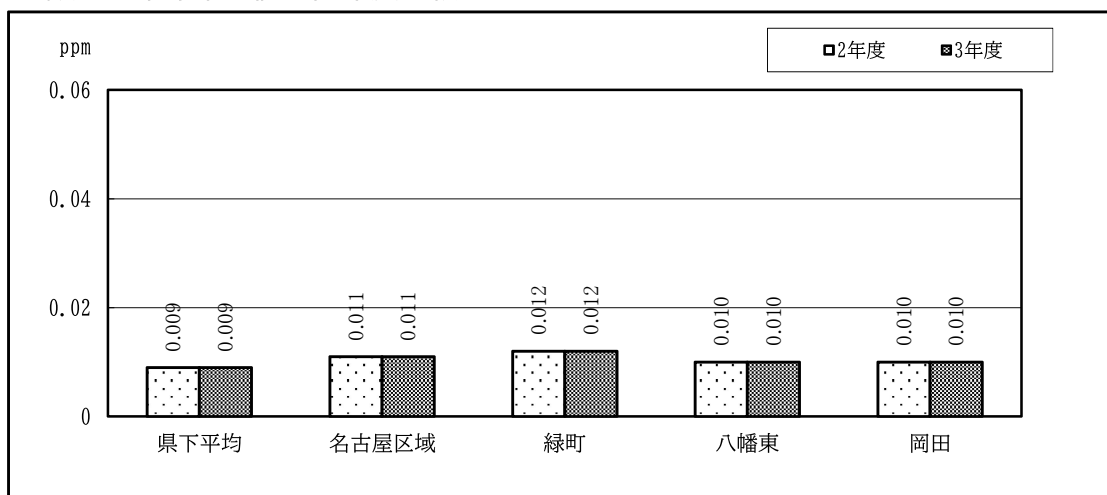
【評価方法】年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。



## 二酸化窒素年平均値(測定点別)の経年変化

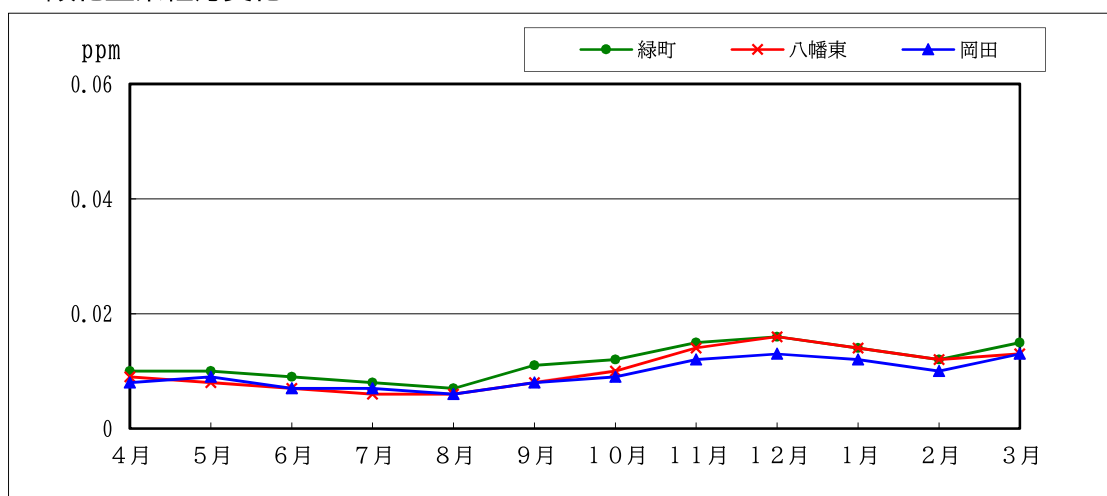


## 二酸化窒素年平均値の前年度比較



(注) 県下平均及び名古屋区域の測定値については、愛知県「2021年度大気汚染調査結果」による。

## 二酸化窒素経月変化



### (3) 光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントは、昭和40年代に大きな社会問題となった光化学スモッグの原因物質で、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い陽射しを受け化学反応を起こしたときに生じると言われています。

光化学スモッグの発生メカニズムは、気象条件なども関連するため十分解明されていませんが、発生すると、眼の刺激、呼吸器やその他の臓器に影響を及ぼす他、植物にも被害が生じます。

愛知県では光化学スモッグによる被害を防止するため、昭和46年に「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を定め、緊急時における注意報発令などの体制を整備しています。

○全測定点で環境基準に適合しなかったが、県下平均、名古屋区域と比較すると同程度であった。

#### 光化学オキシダント測定結果(昼間時間帯集計 5時～20時)

項目 測定点	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppmを 超えた 日数と時間数		昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数		昼間の 1時間 値の 最高値	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(達成○ 非達成×)
緑町	365	5,366	0.033	63	267	0	0	0.106	×
八幡東	365	5,370	0.035	83	366	0	0	0.103	×
岡田	365	5,369	0.033	73	295	0	0	0.101	×
平均	—	—	0.034	—	—	—	—	—	—

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること。

【評価方法】年間を通じて昼間時間帯(5時～20時)の1時間値が、0.06ppm以下であること。

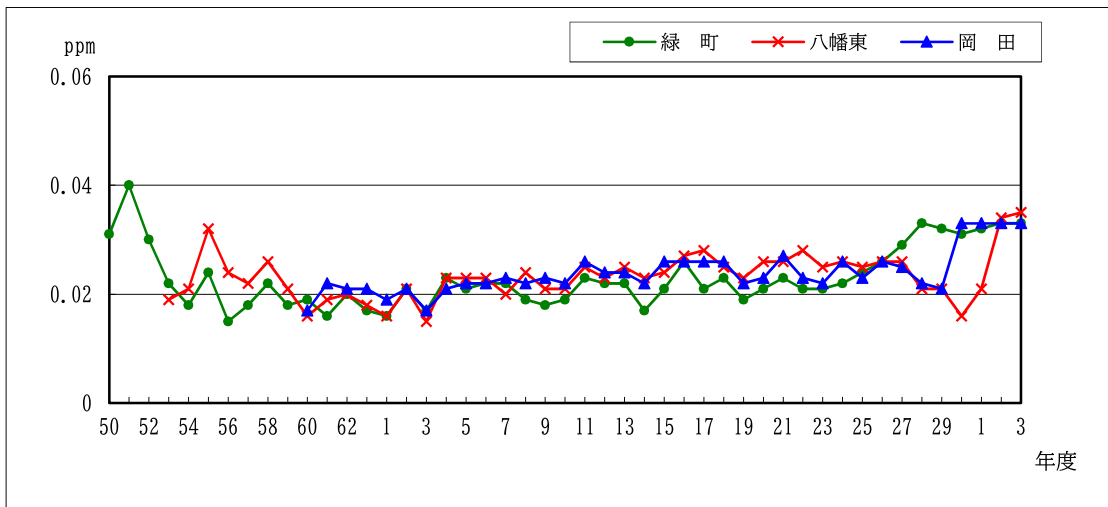
#### 光化学スモッグ予報等発令状況

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
5月	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0

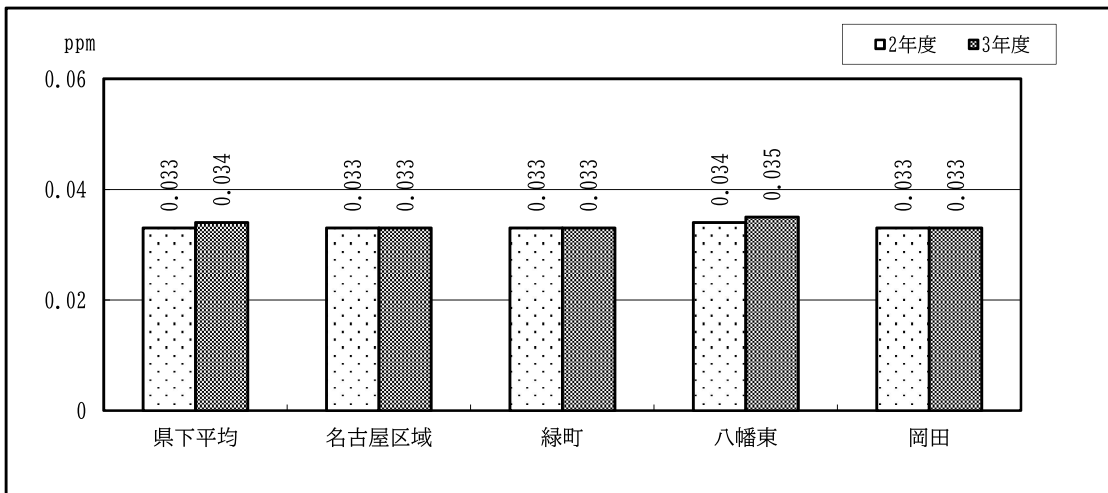
【発令基準】

- ・予報 オキシダント濃度が 0.08ppm以上になり、気象状況から見て注意報値以上になると予想される時。
- ・注意報 オキシダント濃度が 0.12ppm以上になり、気象状況から見てその状態が継続すると認められる時。
- ・警報 オキシダント濃度が 0.24ppm以上になり、気象状況から見てその状態が継続すると認められる時。
- ・重大警報 オキシダント濃度が 0.40ppm以上になり、気象状況から見てその状態が継続すると認められる時。

光化学オキシダント年平均値(昼間時間帯・測定点別)の経年変化

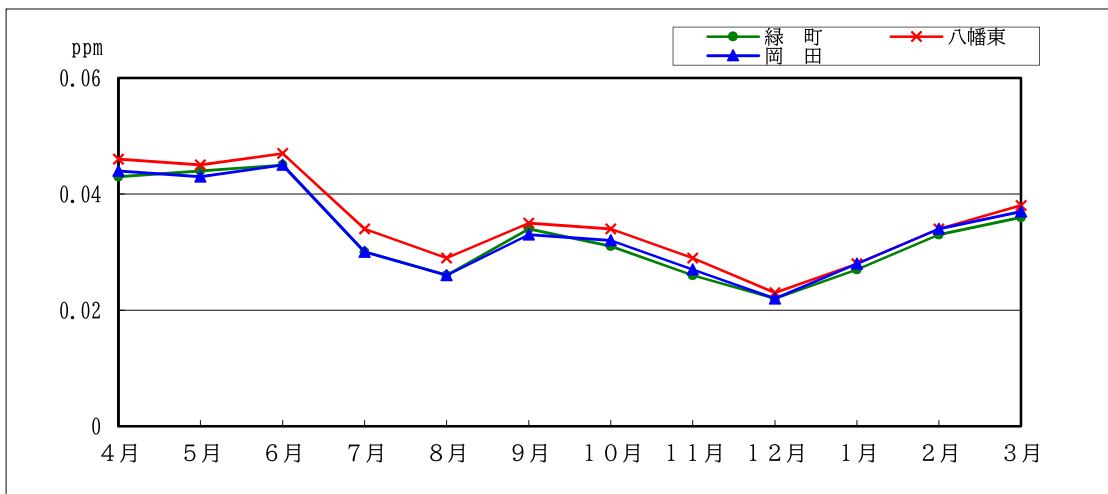


光化学オキシダント年平均値(昼間時間帯)の前年度比較



(注) 県下平均及び名古屋区域の測定値については、愛知県「2021年度大気汚染調査結果」による。

光化学オキシダント経月変化(昼間時間帯)



#### (4) 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ( $0.01\text{mm}$ )以下のもので、大気中に比較的長時間滞留し、人の気道や肺胞への付着率が高く、高濃度のときは健康上影響があると言われています。

工場などから排出されるばいじんや鉱物堆積場などから飛散する粉じん、ディーゼルエンジンの黒煙のほか、自然現象による砂ぼこりや海塩粒子、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で反応して生成する二次粒子などが含まれます。

ばいじん、粉じんやディーゼルエンジンの黒煙等の原因物質に対しては、法や愛知県条例で規制されています。

○全測定点で環境基準に適合した。

○県下平均、名古屋区域と比較すると同程度であった。

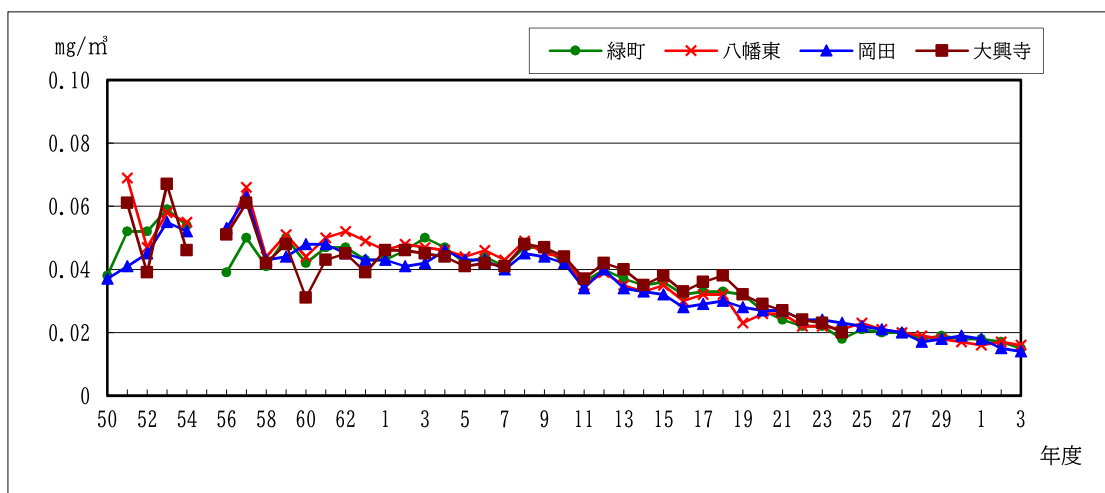
#### 浮遊粒子状物質測定結果

項目 測定点	有効 測定 日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数と その割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2% 除外値	環境基準の 達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	(時間)	(%)	(日)	(%)	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	(達成○ 非達成×)
緑 町	357	8,621	0.015	0	0	0	0	0.076	0.029	○
八幡東	361	8,686	0.016	0	0	0	0	0.088	0.033	○
岡 田	359	8,657	0.014	0	0	0	0	0.073	0.030	○
平 均	—	—	0.015	—	—	—	—	—	—	—

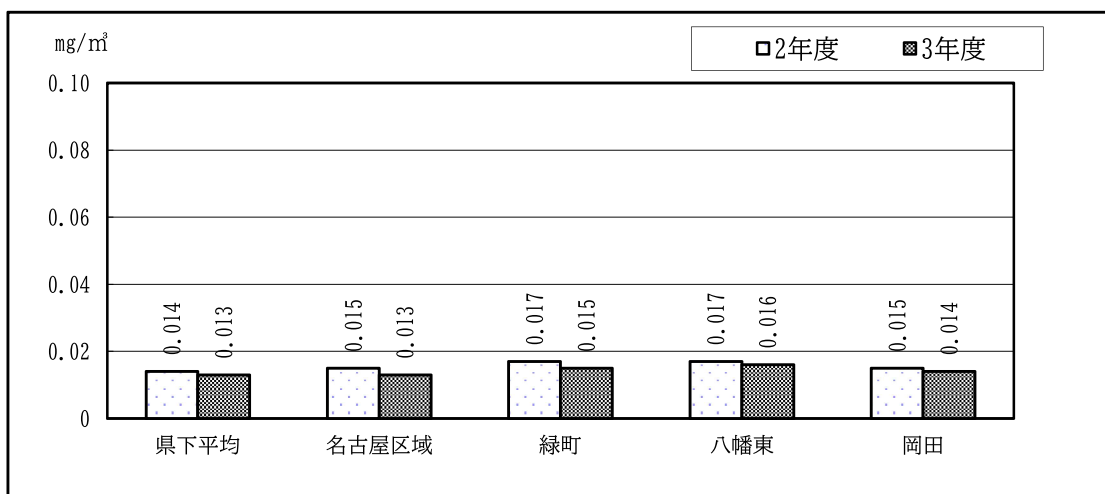
【環境基準】1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

【評価方法】年間にわたる1日平均値である測定値につき、高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

### 浮遊粒子状物質年平均値(測定点別)の経年変化

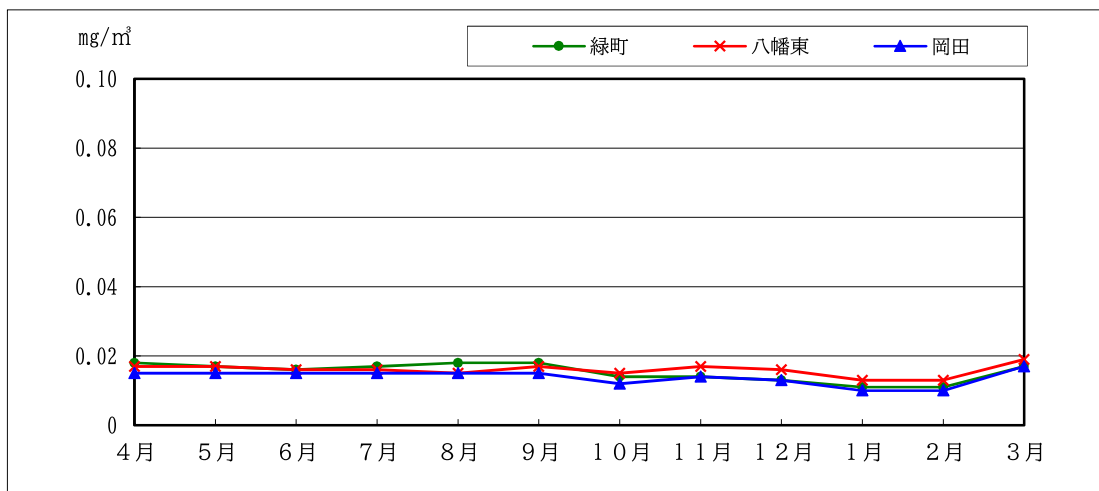


### 浮遊粒子状物質年平均値の前年度比較



(注) 県下平均及び名古屋区域の測定値については、愛知県環「2021年度大気汚染調査結果」による。

### 浮遊粒子状物質経月変化



## (5) ダイオキシン類

通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい性質を持ち、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物の製造過程等で非意図的に生成される化学物質で、発ガン性や催奇性その他、環境ホルモン作用などとも言われています。

国は、平成11年3月に排出削減対策、検査体制の整備、環境等への影響の実態把握等を内容とする「ダイオキシン対策推進基本指針」を定め、平成12年1月にダイオキシン対策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に関する措置等を内容とする「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行しました。

○季節ごとに測定した結果、環境基準に適合した。

令和3年度の測定日

夏季 令和3年7月26日～8月2日

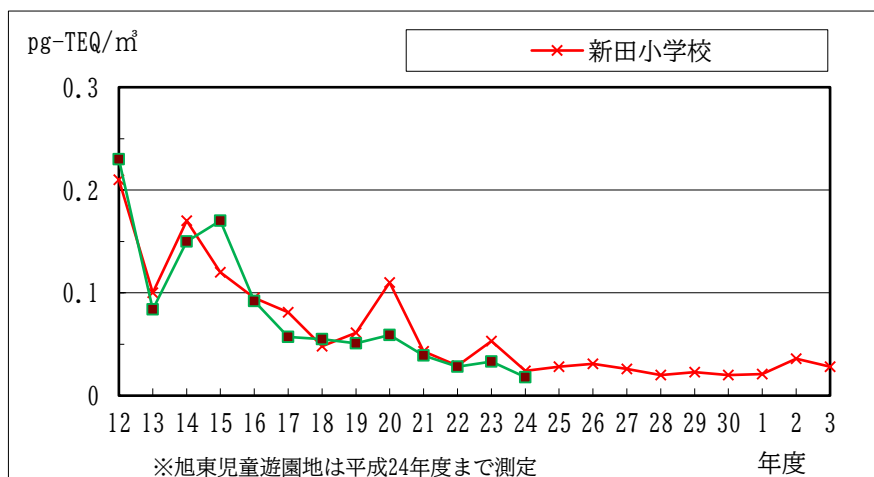
冬季 令和4年1月13日～1月20日

ダイオキシン類測定結果

測定点	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準 達成○・非達成×
新田小学校	0.028	○

【環境基準】年平均値が0.06pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

ダイオキシン類年平均値の経年変化



季節別測定結果の変化(新田小学校)

(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
春	0.018	0.012	0.017	-	-
夏	0.013	0.013	0.013	0.008	0.025
秋	0.021	0.029	0.022	-	-
冬	0.040	0.026	0.031	0.064	0.030
年平均	0.023	0.020	0.021	0.036	0.028

◆◆参考◆◆

ダイオキシン類の摂取量について

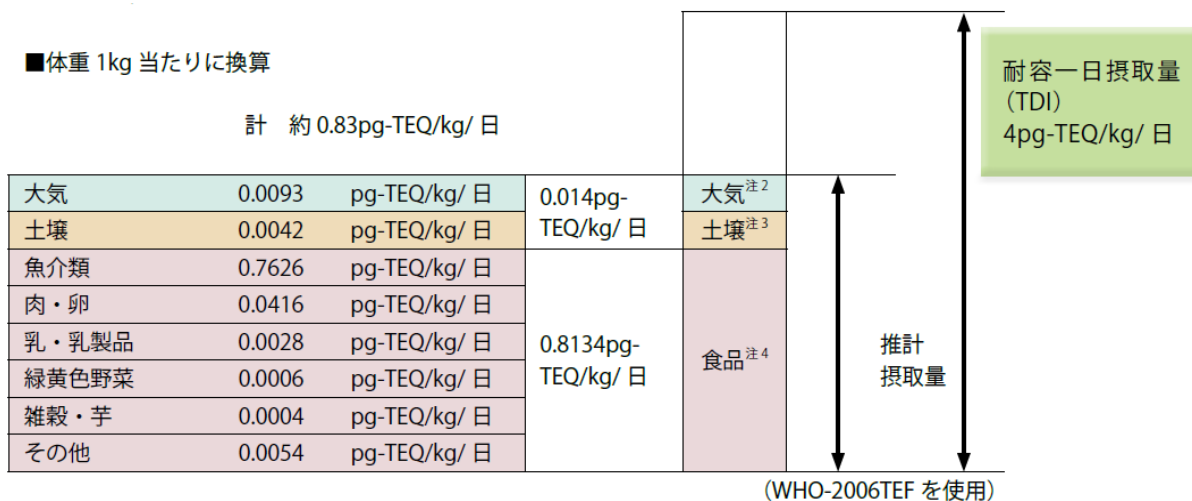
わが国では、最新の科学的知見をもとに平成11年6月にダイオキシン類の耐容一日摂取量を4pg-TEQ/kg/日と設定しています。私たちが体内に取り込んでいるダイオキシン類の総量の安全性の評価は、この数値との比較により行います。

日本人が1日に摂取するダイオキシン類の平均的な量は、合計で体重1kgあたり約0.84pg-TEQ/kg/日と推定されています。欧米諸国においては、この数値とほぼ同様の数値が報告されています。摂取経路としては、食事からの摂取、呼吸による空気からの摂取、土壌からの摂取などが考えられ、食事からの摂取が大部分を占めています。環境省の調査（平成22年度日本人におけるダイオキシン類の曝露量について）では、呼吸による空気からの摂取量が約0.0093pg-TEQ/kg/日、土壌からの摂取が約0.0042pg-TEQ/kg/日と推定されています。

この水準は耐容一日摂取量（TDI）を下回っており、健康に影響を与えるものではありません。

また、ダイオキシン類がひとたび体内に入ると、その大部分は脂肪に蓄積されて体内にとどまります。分解されたり、対外に排出される速度は非常に遅く、人の場合は半分の量になるのに（半減期）、約7年かかるとされています。

日本人が一日に摂取するダイオキシン類の平均的な摂取量の内訳（平成21年度）



(出典「日本人におけるダイオキシン類の曝露量について」2012 環境省環境保健部環境リスク評価室)



## (6) 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したもので、発生源は、石炭、重油等の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により、土砂が舞い上げられたものなどがあります。

降下ばいじん量は、一定の地域の平均的な汚染の変化を概括的に示すもので、時系列的な変化や他地区との比較のための指標の1つとして利用します。

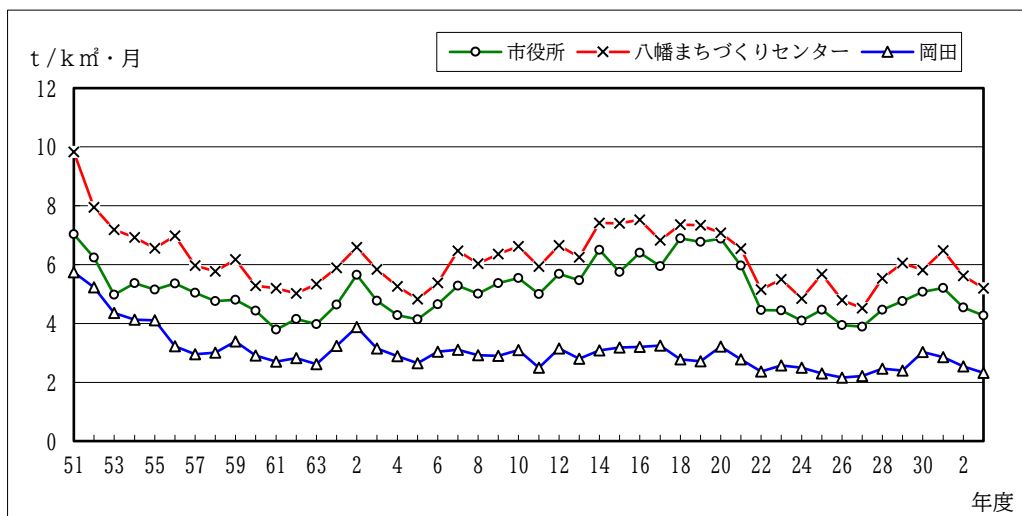
○昭和40年代と比較すると大幅に改善されており、ここ数年は、横ばいです。

### 降下ばいじん測定結果

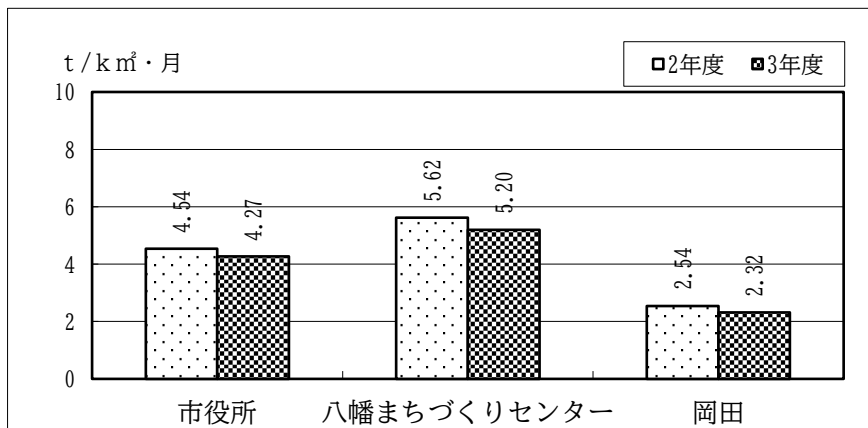
測定点	年間平均値 (t/km <sup>2</sup> ・月)
市役所	4.27
※八幡コミュニティセンター	5.20
岡田	2.32
平均	3.93

※平成17年度までは消防署北部出張所、平成18年度以降は八幡コミュニティセンターで測定

### 降下ばいじん年平均値(測定点別)の経年変化



### 降下ばいじん年平均値の前年度比較



○二酸化硫黄月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	29	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間（時間）	711	706	712	735	730	711	736	684	734	734	664	735
月平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（ppm）	0.013	0.005	0.012	0.009	0.005	0.015	0.010	0.009	0.009	0.015	0.006	0.010
日平均値の最高値（ppm）	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	31	28	31	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間（時間）	711	734	683	735	736	711	736	710	705	736	664	735
月平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（ppm）	0.018	0.011	0.009	0.010	0.009	0.010	0.013	0.010	0.011	0.014	0.005	0.011
日平均値の最高値（ppm）	0.005	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.004	0.002	0.003

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	28	31	30	31	31	30	29	30	31	31	28	31
測定時間（時間）	681	736	711	735	734	711	704	712	735	734	664	735
月平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（ppm）	0.017	0.008	0.009	0.012	0.004	0.011	0.010	0.013	0.023	0.014	0.010	0.011
日平均値の最高値（ppm）	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.002	0.003

○二酸化窒素月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	29	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間（時間）	714	706	714	739	733	714	738	684	738	736	666	738
月平均値（ppm）	0.010	0.010	0.009	0.008	0.007	0.011	0.012	0.015	0.016	0.014	0.012	0.015
1時間値の最高値（ppm）	0.041	0.042	0.039	0.033	0.037	0.034	0.042	0.051	0.051	0.042	0.038	0.060
日平均値の最高値（ppm）	0.021	0.023	0.018	0.019	0.019	0.021	0.022	0.031	0.033	0.025	0.024	0.034
1時間値が0.2ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	31	28	31	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間（時間）	711	734	683	735	736	711	736	710	705	736	664	735
月平均値（ppm）	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.010	0.014	0.016	0.014	0.012	0.013
1時間値の最高値（ppm）	0.037	0.030	0.032	0.025	0.030	0.037	0.031	0.044	0.048	0.047	0.038	0.044
日平均値の最高値（ppm）	0.021	0.017	0.013	0.015	0.013	0.018	0.018	0.025	0.031	0.026	0.023	0.030
1時間値が0.2ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	27	27	29	30	31	30	29	30	31	31	28	31
測定時間（時間）	676	697	707	731	734	711	706	712	735	734	664	735
月平均値（ppm）	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.008	0.009	0.012	0.013	0.012	0.010	0.013
1時間値の最高値（ppm）	0.033	0.035	0.036	0.031	0.032	0.031	0.033	0.044	0.040	0.042	0.034	0.047
日平均値の最高値（ppm）	0.017	0.018	0.012	0.018	0.016	0.017	0.018	0.024	0.027	0.022	0.020	0.028
1時間値が0.2ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○一酸化窒素測定結果

項目 測定点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)
緑町	361	8,620	0.003	0.087	0.014
八幡東	361	8,596	0.002	0.064	0.009
岡田	354	8,542	0.002	0.064	0.011
平均	—	—	0.002	—	—

○窒素酸化物(NO+NO<sub>2</sub>)測定結果

項目 測定点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$ (%)
緑町	361	8,620	0.015	0.119	0.041	81.2
八幡東	361	8,596	0.012	0.101	0.033	85.3
岡田	354	8,542	0.012	0.095	0.033	84.4
平均	—	—	0.013	—	—	—

○一酸化窒素月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	29	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31
測定時間（時間）	714	706	714	739	733	714	738	684	738	736	666	738
月平均値（ppm）	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.003	0.005	0.007	0.003	0.002	0.003
1時間値の最高値（ppm）	0.027	0.068	0.024	0.038	0.034	0.038	0.041	0.058	0.087	0.031	0.056	0.070
日平均値の最高値（ppm）	0.006	0.012	0.004	0.007	0.011	0.007	0.010	0.019	0.022	0.008	0.010	0.012

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	31	28	31	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間（時間）	711	734	683	735	736	711	736	710	705	736	664	735
月平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.003	0.005	0.002	0.002	0.002
1時間値の最高値（ppm）	0.026	0.026	0.014	0.017	0.021	0.023	0.027	0.051	0.064	0.037	0.033	0.046
日平均値の最高値（ppm）	0.005	0.003	0.002	0.003	0.006	0.005	0.004	0.017	0.018	0.008	0.006	0.009

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	27	27	29	30	31	30	29	30	31	31	28	31
測定時間（時間）	676	697	707	731	734	711	706	712	735	734	664	735
月平均値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.003	0.005	0.002	0.002	0.002
1時間値の最高値（ppm）	0.026	0.043	0.018	0.027	0.028	0.035	0.023	0.060	0.064	0.027	0.039	0.043
日平均値の最高値（ppm）	0.003	0.004	0.002	0.004	0.005	0.005	0.004	0.015	0.021	0.007	0.005	0.009

○光化学オキシダント月別測定結果 昼間時間帯集計(5時～20時)

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
昼間測定時間(時間)	443	439	444	458	454	443	459	438	458	458	414	458
昼間の月平均値(ppm)	0.043	0.044	0.045	0.030	0.026	0.034	0.031	0.026	0.022	0.027	0.033	0.036
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	9	13	14	8	4	8	5	0	0	0	2
	(時間)	42	62	77	30	6	24	17	0	0	0	9
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)	0.078	0.080	0.100	0.106	0.069	0.089	0.076	0.058	0.041	0.044	0.058	0.067
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)	0.057	0.058	0.064	0.050	0.040	0.053	0.046	0.040	0.032	0.038	0.043	0.049

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
昼間測定時間(時間)	443	458	439	458	458	443	459	443	438	459	414	458
昼間の月平均値(ppm)	0.046	0.045	0.047	0.034	0.029	0.035	0.034	0.029	0.023	0.028	0.034	0.038
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	11	16	15	11	11	7	5	0	0	0	7
	(時間)	47	85	82	44	36	26	24	0	0	0	22
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)	0.081	0.079	0.103	0.100	0.075	0.093	0.080	0.060	0.041	0.046	0.059	0.071
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)	0.057	0.058	0.063	0.056	0.046	0.053	0.050	0.044	0.034	0.038	0.044	0.052

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昼間測定日数(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31
昼間測定時間(時間)	438	459	444	458	457	443	439	444	458	457	414	458
昼間の月平均値(ppm)	0.044	0.043	0.045	0.030	0.026	0.033	0.032	0.027	0.022	0.028	0.034	0.037
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	(日)	11	16	14	9	4	9	5	1	0	0	4
	(時間)	46	75	74	35	9	26	18	1	0	0	11
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の 最高値(ppm)	0.082	0.085	0.101	0.098	0.076	0.092	0.080	0.061	0.041	0.046	0.056	0.067
昼間の日最高1時間値 の月平均値(ppm)	0.057	0.058	0.063	0.049	0.040	0.052	0.047	0.042	0.033	0.038	0.043	0.050

○浮遊粒子状物質月別測定結果

測定点： 緑 町

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	29	30	31	31	30	31	24	31	31	28	31
測定時間（時間）	719	714	719	743	740	719	743	625	743	742	671	743
月平均値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.018	0.017	0.016	0.017	0.018	0.018	0.014	0.014	0.013	0.011	0.011	0.017
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.072	0.070	0.048	0.076	0.060	0.063	0.051	0.047	0.052	0.047	0.044	0.071
日平均値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.047	0.033	0.026	0.029	0.029	0.029	0.023	0.024	0.027	0.019	0.025	0.032

測定点： 八 幡 東

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	30	31	28	31	31	30	31	30	29	31	28	31
測定時間（時間）	719	742	689	743	743	719	743	718	713	743	671	743
月平均値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.017	0.015	0.017	0.016	0.013	0.013	0.019
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.053	0.076	0.040	0.050	0.065	0.056	0.088	0.054	0.053	0.048	0.043	0.053
日平均値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.042	0.033	0.026	0.024	0.026	0.033	0.023	0.032	0.033	0.024	0.026	0.036

測定点： 岡 田

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数（日）	28	31	30	31	31	30	27	30	31	31	28	31
測定時間（時間）	689	743	718	742	743	719	685	719	743	742	671	743
月平均値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.012	0.014	0.013	0.010	0.010	0.017
1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.060	0.073	0.048	0.063	0.061	0.056	0.034	0.054	0.051	0.050	0.044	0.055
日平均値の最高値（mg/m <sup>3</sup> ）	0.042	0.031	0.025	0.023	0.025	0.033	0.020	0.030	0.030	0.020	0.024	0.032

○降下ばいじん月別測定結果

測定点：市役所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
降下ばいじん総量		t/km <sup>2</sup> ・月	4.51	4.25	3.91	2.78	3.40	4.19	4.41	4.97	6.61	3.78	3.47	5.04	4.27
不溶解成分	灰分	t/km <sup>2</sup> ・月	1.23	1.38	0.85	0.72	0.53	0.95	1.44	1.93	2.52	1.82	1.80	2.24	1.45
	灼熱減	t/km <sup>2</sup> ・月	0.95	0.85	0.97	0.31	0.38	0.47	0.56	1.13	1.36	0.76	0.86	0.92	0.79
	計	t/km <sup>2</sup> ・月	2.18	2.23	1.82	1.03	0.91	1.42	2.00	3.06	3.88	2.58	2.66	3.16	2.24
		%	48.3	52.5	46.5	37.1	26.8	33.9	45.4	61.6	58.7	68.3	76.7	62.7	52.5
不溶解成分中の割合	全鉄	%	10.7	12.7	9.0	18.8	8.3	17.8	18.0	28.0	16.5	18.2	14.6	14.5	15.6
	二酸化ケイ素	%	15.2	13.9	11.9	15.9	18.5	14.3	14.0	14.1	7.4	12.5	11.3	10.8	13.3
	酸化カルシウム	%	3.9	4.9	3.0	4.3	2.8	5.6	6.9	14.1	5.7	7.6	7.4	4.4	5.9
	全炭素	%	30.7	23.9	26.4	25.5	26.0	30.2	26.0	34.3	30.3	24.7	28.8	24.1	27.6
溶解性成分		t/km <sup>2</sup> ・月	2.33	2.02	2.09	1.75	2.49	2.77	2.41	1.91	2.73	1.20	0.81	1.88	2.03
		%	51.7	47.5	53.5	62.9	73.2	66.1	54.6	38.4	41.3	31.7	23.3	7.3	47.5
イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.24	0.35	0.15	0.17	0.20	0.25	0.21	0.16	0.24	0.22	0.16	0.34	0.22
	Cl <sup>-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.31	0.23	0.07	0.07	0.28	0.22	0.10	0.08	0.22	0.10	0.06	0.09	0.15
貯水量		mℓ	10,130	8,940	9,600	11,250	18,940	12,160	6,020	4,200	6,300	2,460	1,520	3,570	7,924
pH			6.7	6.7	6.7	6.5	6.0	6.7	7.3	7.6	7.4	7.3	7.2	6.8	6.9

測定点：八幡コミュニティーセンター

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
降下ばいじん総量		t/km <sup>2</sup> ・月	5.22	5.49	4.26	2.67	3.67	5.65	5.66	6.30	8.72	5.38	4.60	4.76	5.20
不溶解成分	灰分	t/km <sup>2</sup> ・月	1.70	1.74	0.97	0.71	0.54	1.21	1.86	2.40	3.29	2.41	2.35	2.33	1.79
	灼熱減	t/km <sup>2</sup> ・月	0.96	1.01	0.55	0.32	0.26	0.82	0.81	1.29	1.79	1.19	1.10	0.85	0.91
	計	t/km <sup>2</sup> ・月	2.66	2.75	1.52	1.03	0.80	2.03	2.67	3.69	5.08	3.60	3.45	3.18	2.71
		%	51.0	50.1	35.7	38.6	21.8	35.9	47.2	58.6	58.3	66.9	75.0	66.8	52.1
不溶解成分中の割合	全鉄	%	12.7	12.6	11.2	19.3	9.6	15.0	18.4	30.0	18.1	17.9	17.9	14.2	16.4
	二酸化ケイ素	%	17.6	14.0	17.3	16.3	21.9	11.4	12.2	14.2	7.6	11.7	13.4	13.7	14.3
	酸化カルシウム	%	4.4	4.6	4.0	4.9	5.5	5.3	7.7	13.8	5.8	8.2	7.6	4.9	6.4
	全炭素	%	27.4	24.5	23.8	27.0	25.2	32.0	28.8	33.2	34.4	29.5	29.5	23.7	28.3
溶解性成分		t/km <sup>2</sup> ・月	2.56	2.74	2.74	1.64	2.87	3.62	2.99	2.61	3.64	1.78	1.15	1.58	2.49
		%	49.0	49.9	64.3	61.4	78.2	64.1	52.8	41.4	41.7	33.1	25.0	33.2	47.9
イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.27	0.38	0.16	0.18	0.20	0.30	0.25	0.20	0.38	0.20	0.19	0.27	0.25
	Cl <sup>-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.31	0.25	0.08	0.08	0.32	0.25	0.10	0.08	0.24	0.12	0.07	0.10	0.17
貯水量		mℓ	10,810	9,520	10,140	11,190	19,460	12,500	6,450	4,490	6,600	2,800	1,840	3,810	8,301
pH			6.8	6.9	6.8	6.6	6.0	6.9	7.4	7.7	7.5	7.6	7.3	6.9	7.0



測定点： 岡 田

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
降下ばいじん総量		t/km <sup>2</sup> ・月	3.41	3.03	1.76	1.82	2.57	3.17	2.18	2.07	2.51	1.84	1.35	2.18	2.32
不溶解成分	灰分	t/km <sup>2</sup> ・月	0.82	0.82	0.50	0.33	0.29	0.42	0.70	0.78	0.81	0.69	0.68	0.96	0.65
	灼熱減	t/km <sup>2</sup> ・月	0.70	0.71	0.29	0.21	0.28	0.37	0.40	0.31	0.47	0.42	0.26	0.40	0.40
	計	t/km <sup>2</sup> ・月	1.52	1.53	0.79	0.54	0.57	0.79	1.10	1.09	1.28	1.11	0.94	1.36	1.05
		%	44.6	50.5	44.9	29.7	22.2	24.9	50.5	52.7	51.0	60.3	69.6	62.4	45.3
不溶解成分中の割合	全鉄	%	6.5	6.9	6.2	10.5	2.4	12.0	14.8	25.4	16.1	14.9	12.5	9.7	11.5
	二酸化ケイ素	%	21.3	19.4	22.3	21.2	20.8	18.0	16.2	23.7	11.1	14.4	23.4	20.2	19.3
	酸化カルシウム	%	2.2	2.3	1.9	2.5	1.4	3.1	5.8	9.2	4.0	4.8	5.2	3.6	3.8
	全炭素	%	30.8	25.1	25.7	27.8	25.1	31.1	24.4	26.5	34.3	32.7	24.4	27.4	27.9
溶解性成分		t/km <sup>2</sup> ・月	1.89	1.50	0.97	1.28	2.00	2.38	1.08	0.98	1.23	0.73	0.41	0.82	1.27
		%	55.4	49.5	55.1	70.3	77.8	75.1	49.5	47.3	49.0	39.7	30.4	37.6	54.7
イオン	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.24	0.33	0.13	0.14	0.21	0.25	0.14	0.11	0.19	0.14	0.10	0.19	0.18
	Cl <sup>-</sup>	t/km <sup>2</sup> ・月	0.33	0.25	0.08	0.06	0.31	0.28	0.08	0.07	0.25	0.10	0.05	0.09	0.16
貯水量		m <sup>3</sup>	10,840	9,440	11,030	12,610	19,190	14,710	4,480	4,800	6,810	2,640	1,800	4,100	8,538
pH			6.3	6.4	6.3	6.1	5.8	6.0	6.8	7.0	6.7	6.7	6.5	6.3	6.4

## 水環境測定概要

公共用水域（河川、湖沼、及び海域）の水質については、環境基準が定められています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の2つの基準があります。

愛知県においては、前者は全公共用水域について適用され、後者は、類型指定されている38河川（49水域）と1湖沼及び伊勢湾、三河湾の全海域について適用されています。知多市においては、類型指定されている河川はありません。

### (1)測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法
水素イオン濃度 (pH)	・ JIS K0102 12.1 に定める方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	・ JIS K0102 21 に定める方法
化学的酸素要求量 (COD)	・ JIS K0102 17 に定める方法
溶存酸素量 (DO)	・ JIS K0102 32.1 に定める方法
浮遊物質 (SS)	・ 告示 59 号 付表 9 に掲げる方法
大腸菌群数	・ 告示 59 号 別表 2 に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質	・ 告示 59 号 付表 14 に掲げる方法
カドミウム	・ JIS K0102 55.4 に定める方法
全シアン	・ JIS K0102 38.3 に定める方法
鉛	・ JIS K0102 54.4 に定める方法
六価クロム	・ JIS K0102 65.2.2 に定める方法
ヒ素	・ JIS K0102 61.2 に定める方法
総水銀	・ 告示 59 号 付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	・ 告示 59 号 付表 3 に掲げる方法
PCB	・ 告示 59 号 付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
四塩化炭素	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
トリクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
テトラクロロエチレン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
チウラム	・ 告示 59 号 付表 5 に掲げる方法
シマジン	・ 告示 59 号 付表 6 の第 1 に掲げる方法
チオベンカルブ	・ 告示 59 号 付表 6 の第 1 に掲げる方法
ベンゼン	・ JIS K0125 5.2 に定める方法
セレン	・ JIS K0102 67.2 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	・ 硝酸性窒素にあつては JIS K0102 43.2.3 及び JIS K0102 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JIS K0102 43.1.1 及び JIS K0102 43.1.3 に定める方法
ふっ素	・ JIS K0102 34.1 に定める方法
ほう素	・ JIS K0102 47.3 に定める方法
1,4-ジオキサン	・ 告示 59 号 付表 8 の第 1 に掲げる方法
陰イオン界面活性剤	・ JIS K0102 30.1.2 に定める方法
全窒素	・ JIS K0102 45.4 及び JIS K0102 45.6 に定める方法
全燐	・ JIS K0102 46.3.1 及び 46.3.4 に定める方法

J I S : 日本産業規格 ( J I S )

告示 59 号 : 昭和 46 年環境庁告示第 59 号 ( 水質汚濁に係る環境基準について )

《参考》

#### 水素イオン濃度 ( pH )

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を pH0～14 で表す。pH7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性の度合いが強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性の度合いが強くなる。

#### 生物化学的酸素要求量 ( BOD )

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうち、微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで、数値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

#### 化学的酸素要求量 ( COD )

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量のことで、数値が高いほど汚濁が進んでいることを表す。

### 溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のこと、数値が低いほど汚濁が進んでいることを表す。

### 浮遊物質 (SS)

粒径が 2mm 以下の、水に溶けない懸濁性の物質で無機質のものと同有機質のものがあり、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを表す。

### 大腸菌群数

主に人や動物の腸内に生息するが、水、土壌など広く自然界にも生息しており、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを表す。

### n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサン（ノルマルヘキサン）に可溶性のある油分等をいい、水中の鉱油類及び動植物類等の油分の量を表す指標である。

## (2)測定点

### 河 川

No.	測 定 点	河 川 名	類 型
①	信 濃 橋	信 濃 川	指 定 な し
②	記 念 橋	美 濃 川	
③	前 田 橋	日 長 川	
④	日 長 橋	鍛 冶 屋 川	
⑤	向 田 橋	矢 田 川	

### 海 域

No.	類 型	
	ア (pH、COD等)	イ (窒素、磷)
①	名古屋港 (甲) 海域C	伊勢湾 (イ)
②		海域IV
③		伊勢湾 (ハ)
④		海域III

# 水質汚濁測定点図



### (3)環境基準

#### 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- // 2級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- // 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用
- // 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
- // 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- // 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- // 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活において不快感を生じない限度

海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水 及びC欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の  
 水産生物用  
 // 2級 ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感  
 を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に 掲げるもの（水産2種及び3種 を除く）	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く）	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く）	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l 以下	0.09mg/l 以下

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、  
 かつ、安定して漁獲される  
 // 2種 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が  
 多獲される  
 // 3種 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全 年間を通して底生生物が生息できる限度



## 水環境測定結果

### (1) 河川

○健康項目については、全項目、全測定点で環境基準に適合した。

#### 健康項目測定結果

単位：mg/L

	環境基準	①信濃橋	②記念橋	③前田橋	④日長橋	⑤向田橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10以下	0.9	0.39	0.50	0.59	2.3
ふっ素	0.8以下	0.30	0.36	0.33	0.29	0.14
ほう素	1以下	0.26	0.54	0.68	0.52	0.05
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※ 採水日は、令和3年6月8日

※ 測定点について、①信濃橋は、河川護岸工事のため、上流の下内橋で採水

※ 不等号は定量下限未満を示す。

生活環境項目等測定結果

項目 測定点		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD) mg/L	浮遊 物質 量 (SS) mg/L	溶存 酸素量 (DO) mg/L	全窒素 mg/L	全燐 mg/L	陰イオン 界面 活性剤 mg/L
参考比較値		6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	---	---	---
信濃川	①信濃橋	7.6	1.5	9	10	1.5	0.14	0.01
美濃川	②記念橋	9.1	2.4	25	13	1.1	0.17	0.01
日長川	③前田橋	7.9	1.2	13	10	1.4	0.12	<0.01
鍛冶屋川	④日長橋	7.8	1.3	18	11	1.2	0.114	<0.01
矢田川	⑤向田橋	7.7	2.6	9	10	3.0	0.40	0.01

※採水日は、令和3年6月8日、令和3年9月6日、令和3年11月24日、令和4年2月22日

※測定点について、①信濃橋は、河川護岸工事のため、上流の下内橋又は長曾歩道橋で採水  
(令和4年2月22日は、信濃橋で採水)

※測定結果は年平均値。ただし、片方が定量下限未満の場合は定量下限値を使用して平均値を算出した

※各測定点については、「水質測定点図」を参照

※知多市の河川は類型指定がないため環境基準は設定されていない。参考比較値として、pH、BOD DOについては、生活環境の保全に関する環境基準の河川E類型の基準を掲載した。

## (2) 海域

○健康項目については、全項目が環境基準に適合した。

○生活環境項目については、全燐を除き、環境基準に適合した。

健康項目測定結果

単位:mg/L

項目	環境基準	⑥
カドミウム	0.003以下	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出
鉛	0.01以下	<0.005
六価クロム	0.05以下	<0.01
砒素	0.01以下	<0.005
総水銀	0.0005以下	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出
PCB	検出されないこと	不検出
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002
チウラム	0.006以下	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	<0.07
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005

※採水日は、令和3年6月8日

※不等号は、定量下限未満を示す。

生活環境項目等測定結果

測定日 項目	環境基準	R3.6.8	R3.11.24	年平均
水素イオン濃度 (pH)	7.0~8.3	8.8	8.0	8.4
化学的酸素要求量 (COD) mg/L	8以下	4.4	1.7	3.1
溶存酸素量 (DO) mg/L	2以上	14.0	8.2	11.1
大腸菌群数 MPN/100mL	---	2	14.0	10.0
n-ヘキサン 抽出物質 mg/L	---	<0.5	<0.5	<0.5
全窒素 mg/L	0.6以下	0.37	0.37	0.37
全 燐 mg/L	0.05以下	0.055	0.048	0.052

## 騒音測定概要

### (1) 測定方法

#### 1 環境騒音測定方法

- ・測定器

日本産業規格C 1 5 0 9に適合する騒音計

- ・測定条件

日本産業規格Z 8 7 3 1に定める騒音レベル測定方法

聴感補正	A特性
動特性	FAST
測定時間	24時間
評価方法	等価騒音レベル

#### 2 自動車騒音常時監視調査方法

自動車騒音常時監視マニュアル（平成23年9月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）による。

### (2) 測定点

#### 1 環境騒音測定点

No.	測 定 点	用 途 地 域 等	地域類型	調査期間
①	岡田測定点	第1種中高層住居専用	A	11月11日～11月12日

#### 2 自動車騒音常時監視調査

No.	評価区間		調査期間
②	一般国道155号	神田交差点から常滑市境 2.3km	12月2日～12月3日

※測定点 フィッシングいとう前



道路交通騒音測定



騒音測定器

# 騒音測定点図



(3)環境基準

道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の 類型	時間の区分 地域のあてはめ	基準値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
AA	該当なし	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種低層住居専用 第2種低層住居専用 第1種中高層住居専用 第2種中高層住居専用 田園住居	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種住居 第2種住居 準住居 市街化調整		
C	近隣商業 商業 準工業 工業	60 dB 以下	50 dB 以下

道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 dB 以下	55 dB 以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 dB 以下	60 dB 以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値に掲げるとおりとする		70 dB 以下	65 dB 以下

## 騒音測定結果

### (1)環境騒音

○環境騒音については、全時間帯で環境基準に適合した。

#### 環境騒音測定結果

単位：dB

No.	測定点	用途地域等	類型	昼	夜	環境基準達成状況
①	岡田測定点	第1種中高層住居専用	A	48	39	○

#### 環境騒音測定結果経年一覧

単位：dB

測 定 点		環境基準		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
①岡 田 測 定 点	昼	55 以下		49	48	49	48	48
	夜	45 以下		42	40	43	40	39
第1種中高層住居専用地域								
類型	A							

### (2)自動車騒音常時監視

○自動車騒音常時監視については、昼夜間帯1戸で環境基準に適合しなかった。

#### 自動車騒音常時監視調査結果

No.	道路名		調査区間 内戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
				昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間	昼夜
②	一般国道 155号	令和2	246	245	245	245	99.6	99.6	99.6
		令和3	244	239	244	239	98.0	100	98.0



○公害防止協定等締結状況

番号	事業所名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
1 ☆	(株)J E R A 知多第二火力発電所	協定書 計画書	S55.12.23 //	H11.3.31 H31.4.3	
2	大同特殊鋼(株) 知多第2工場	協定書 計画書	R1.10.8 //	R3.3.31	
3	オオノ開発(株)	覚書	R3.11.8		
4	中部飼料(株) 知多工場	協定書 計画書	S49.11.30 //	H28.3.18	
5	全国農業協同組合連合会 サントリー知多蒸溜所(株)	協定書 対策書	S47.11.17 //	R1.11.28	
6 ☆	E N E O S(株) 知多製造所	協定書 計画書	S44.11.11 //	H11.3.31 R2.3.31	
7	(株)L I X I L 知多事業所	覚書 計画書	S63.9.26 //	H27.7.3	
8	物産フードサイエンス(株) 名古屋工場	覚書	H25.10.1		
9	サンエイ糖化(株) 本社工場、第二工場	覚書	H25.10.1		
10	王子コーンスターチ(株) 名古屋工場	協定書 計画書	S59.5.2	H19.2.15 H19.2.15	
11	太田油脂(株) 名南工場	協定書 計画書	S50.10.7	H19.2.15 R1.8.29	
12	名南共同エネルギー(株) 名南エネルギーセンター	協定書 計画書	H28.3.25 H29.10.31		
13	三井物産(株)始め名南コンビナート 関係会社11社	協定書	H25.10.1		緑地保全に 関する協定
14 ☆	(株)J E R A 知多火力発電所	協定書 計画書	S45.7.2 //	H11.3.31 R4.3.15	
15 ☆	東邦瓦斯(株) 知多熱調センター	覚書	R4.7.1		
16 ☆	出光興産(株) 愛知製油所	協定書 計画書	S48.8.23 //	H11.3.31 H29.10.30	
17	知多エル・エヌ・ジー(株)	覚書	S55.4.23	R3.12.1	
18	東邦瓦斯(株) 知多LNG共同基地	覚書 計画書	S50.5.8 H29.3.27	H29.3.27 H29.3.27	
19	(株)一富士製麺所 本社工場	覚書	H31.1.9		
20	東邦瓦斯(株) 知多緑浜工場	覚書	H6.6.28		
21 ◇	名古屋港管理組合 (公財)愛知臨海環境整備センター	覚書 計画書	H1.2.16 //	H7.3.31 H29.3.29	

☆印は、愛知県及び知多市との三者協定

◇印は、愛知県が立会者

大興寺工業団地分

番号	締結企業名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
22	(株)武藤製作所	覚書	H10.3.26		
23	(株)知多スプリング	覚書	H10.3.26		
24	(資)大平鉄工所	覚書	H10.3.26		
25	(株)カネヒラ	覚書	H10.3.26		
26	(株)タクタ	覚書	H10.3.26		
27	知多高圧ガス(株)	覚書	H10.3.26		
28	(株)ウチダ機工	覚書	H10.3.26		
29	(有)栄洋印刷	覚書	H10.3.26		
30	(株)関山	覚書	H10.3.26		
31	(株)尾川パイプ	覚書	H10.3.26		
32	東明工業(株)	覚書	H10.3.26		
33	宝和化学(株) 知多工場	覚書	H10.3.26	H15.12.15	
34	東海鋼材工業(株)	覚書	H10.3.26		
35	日鉄物産名古屋コイルセンター(株)	覚書	H11.12.1	H11.12.1	
36	愛豊商事(株)	覚書	H10.3.26		
37	(株)栗本鐵工所	覚書	H11.12.1		

浦浜工業団地分

番号	締結企業名	協定等	締結年月日	最終変更年月日	備考
38	棧生工業(株)	覚書	H24.12.12		
39	(株)宝建材製作所	覚書	H24.12.28		
40	丸太運輸(株)	覚書	H25.1.17		
41	アイコC&T(株)	覚書	H25.3.28		
42	(株)弘一鉄工所	覚書	H25.6.7		
43	(株)デザインアーク	覚書	H26.2.18		
44	(株)富士岐工産	覚書	H27.1.30		
45	愛同工業(株)	覚書	H29.10.3		
46	八熊鍍金工業(株)	覚書	R2.6.26		

○臨海部及び大興寺、浦浜工業団地企業等一覧

臨海部

No.	事業所名
1	(株)J E R A 知多第二火力発電所
2	(株)I H I
3	大同特殊鋼(株) 知多第2工場
4	オオノ開発(株)
5	知多市清掃センター
6	日清製粉(株) 知多工場
7	日本農産工業(株) 知多工場
8	名古屋埠頭サイロ(株)
9	サンブレッド協業組合
10	セントラル製粉(株)
11	日東富士製粉(株) 名古屋工場
12	中部飼料(株) 知多工場
13	日清丸紅飼料(株) 知多工場
14	東洋グレーンターミナル(株)
15	サントリー知多蒸溜所(株)
16	J A東日本くみあい飼料(株) 知多工場
17	全農サイロ(株) 東海支店
18	E N E O S(株) 知多製造所
19	(株)L I X I L 知多工場
20	知多埠頭(株)
21	王子コーンスターチ(株) 名古屋工場
22	フィード・ワン(株) 知多工場
23	サンエイ糖化(株) 本社工場
24	太田油脂(株) 名南工場
25	サンエイ糖化(株) 第二工場

No.	事業所名
26	物産フードサイエンス(株) 名古屋工場
27	名港海運(株) 南部事業所
28	中部資材(株) 南部サービスセンター 中部環境サービス(株) 知多営業所
29	名南共同エネルギー(株) 名南エネルギーセンター
30	(株)J E R A 知多火力発電所
31	東邦瓦斯(株) 知多熱調センター
32	出光興産(株)愛知製油所
33	知多エル・エヌ・ジー(株)
34	中部液酸(株) 本社工場
35	東邦瓦斯(株) 知多L N G共同基地
36	知多炭酸(株) 本社工場
37	知多市南部浄化センター
38	知多市リサイクルプラザ
39	(株)一富士製麺所 本社工場
40	東邦瓦斯(株) 知多緑浜工場
41	ソーラーパーク新舞子
42	(公財)愛知臨海環境整備 センター

大興寺工業団地

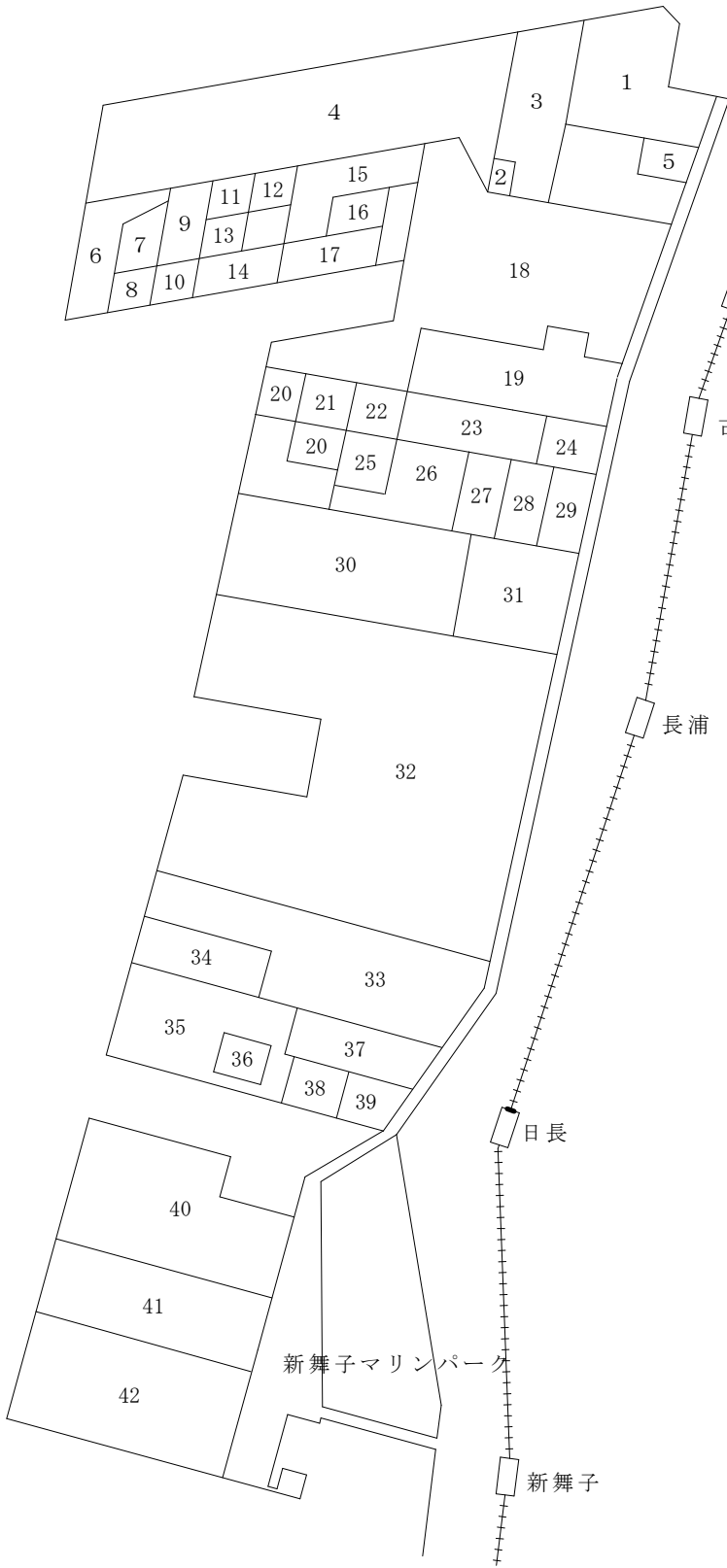
1	愛豊技研工業(株) 知多工場
2	日鉄物産名古屋コイルセン ター(株)
3	(株)栗本鐵工所 知多工場
4	宝和化学(株) 知多工場
5	(株)知多スプリング

No.	事業所名
6	(資)大平鉄工所
7	(有)みどり化学
8	(株)カネヒラ
9	(株)関山
10	東海鋼材工業(株) 知多工場
11	(株)ウチダ機工
12	(株)尾川パイプ
13	(株)武藤製作所
14	テクノランド知多協同組合 事務所
15	(有)栄洋印刷
16	(株)タクタ
17	知多高圧ガス(株)
18	東明工業(株) 知多工場

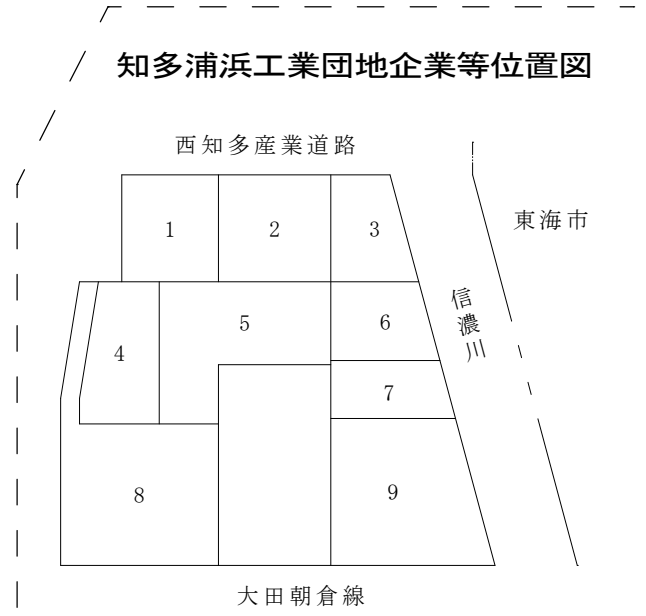
浦浜工業団地

1	アイコC & T(株) 知多工場
2	八熊鍍金工業(株) 知多工場
3	棧生工業(株) 本社工場
4	(株)弘一鉄工所 知多工場
5	(株)デザインアーク 中部配送センター
6	富士岐工産(株) 名古屋工場
7	愛同工業(株) 知多工場
8	丸太運輸(株) 名古屋物流センター
9	(株)宝建材製作所 知多工場

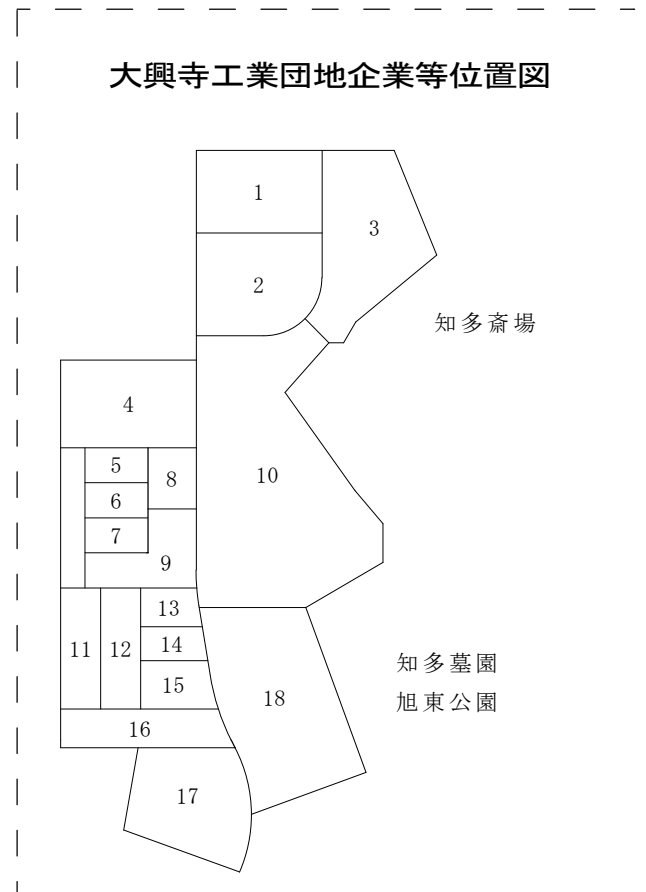
臨海部企業等位置図



知多浦浜工業団地企業等位置図



大興寺工業団地企業等位置図







## 知多市民の誓い

(昭和60年11月3日制定)

知多市は豊かな自然を大切に、産業との調和をはかりながら発展する緑園都市です。  
私たちひとりひとりが、知多市民であることに誇りと責任をもって、活気にあふれた  
魅力あるまちをつくるために、ここに市民の誓いを定めます。

1. 自然を愛し、緑と花につつまれた、美しいまちをつくりましょう。
1. 元気に働き、力を合わせて活力ある豊かなまちをつくりましょう。
1. 豊かな心、すこやかな体で、明るいまちをつくりましょう。
1. 心がふれあう、温かい家庭とまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、お互いに信頼できるまちをつくりましょう。

---

知多市の環境 (令和4年版)

令和4年9月発行

発行：知多市

編集：環境経済部環境政策課

〒478-8601

愛知県知多市緑町1番地

TEL. 0562-36-2660(直通) Fax. 0562-32-1010

E-mail kankyou@city.chita.lg.jp

---

(この冊子は、再生紙を使用しています。)